



# 第3次薩摩川内市 男女共同参画 基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

令和8年度～令和12年度



鹿児島県 薩摩川内市





# 男女共同参画都市 さつませんだい宣言

わたしがいる あなたがいる  
あなたもたいせつ わたしもたいせつ  
あなたらしさ わたしらしさを尊重し  
一人ひとりの権利を認め 責任を分かち合い  
共に歩もう

心やすらぎ 夢をうみだし  
生命うるおい 愛をはぐくむ  
笑顔でひろがるパートナーシップ  
そんな想いを子どもたちに伝えたい

性別を超え 世代を超え  
一人ひとりが幸せを実感できる  
男女共同参画都市 薩摩川内を目指すことを  
わたしたちはここに宣言します

平成17年4月1日 薩摩川内市

## 男女共同参画社会の実現を目指して



すべての人が、互いに個人の人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は、持続可能な地域づくりに向けて、今日ますます重要性を増しています。近年、国では「第6次男女共同参画基本計画」や「女性活躍推進法」の改正、男性の育児休業取得促進など、誰もが働きやすく暮らしやすい環境整備が進められ、多様な価値観を尊重し合い、互いの違いを力に変える社会への転換が進められています。

一方で、人口減少と少子高齢化が進む中、地域の活力を維持するためには、性別にかかわらず、すべての人材が活躍できる社会の実現が不可欠です。しかし、依然として性別による固定的な性別役割分担意識や、キャリア形成、政策・方針決定の場における男女間の格差など、解決すべき課題が残されています。

本市では、平成17年に「薩摩川内市男女共同参画基本計画」を策定して以来、第1次・第2次計画のもと、意識啓発、働き方改革、相談体制の充実など、男女共同参画の推進に向けた各種施策に取り組んでまいりました。しかし、社会環境の変化は大きく、デジタル化の進展、働き方の多様化、多文化共生、そして地域コミュニティの変容など、新たな視点からの対応も求められています。

そこで、本市では、年齢、性別、障害の有無、人種、国籍、文化的背景等の違いにかかわらず、誰もが尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整え、笑顔がつながり、安心して自分らしく暮らすことのできる「心ゆたかな暮らし（Well-Being）」の実現を目指し、令和7年度に「薩摩川内市DEI宣言」を行いました。本宣言では、多様性（ダイバーシティ）、公平性（エクイティ）、包摂性（インクルージョン）への理解を深め、市民の皆様とともに、誰もが参加できるつながりや交流を通じて、安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すことを示しております。

このような中、本年度で第2次計画が終了することから、これらの理念や取組、国や県の最新の男女共同参画計画を踏まえ、今後5年間の指針となる「第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、新たな段階へと歩みを進めていくために、行政だけでなく、事業者、関係団体、市民の皆様と連携し、社会全体で男女共同参画を推進してまいります。すべての人が安心して自分らしく暮らすことのできる薩摩川内市の実現に向け、御理解と御協力を心よりお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、市民意識調査において貴重な御意見をいただいた市民の皆様をはじめ、御協力いただきました薩摩川内市男女共同参画審議会委員並びに関係各位に対し、心から御礼申し上げます。

令和8年3月

薩摩川内市長 田中良二

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画策定にあたって</b> . . . . .	3
	1 策定の趣旨	
	2 世界・国・県の動き	
<b>第 2 章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> . . . . .	9
	1 基本理念	
	2 基本目標	
	3 重点目標	
	4 計画の性格	
	5 計画の期間	
	6 施策の体系	
<b>第 3 章</b>	<b>計画の内容</b> . . . . .	15
重点目標 1	多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり . . .	16
重点目標 2	男女共同参画の学習機会の充実、 無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)の解消 . . . . .	19
重点目標 3	働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進 (両立支援とキャリアアップ) . . . . .	22
重点目標 4	生涯を通じたすべての人の健康支援 . . . . .	25
重点目標 5	人権を侵害するあらゆる暴力の根絶 . . . . .	28
重点目標 6	生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備 . . . . .	31
重点目標 7	多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進 . . . . .	34
<b>第 4 章</b>	<b>計画の推進体制</b> . . . . .	37
<b>第 5 章</b>	<b>資 料</b> . . . . .	41
	1 令和 6 年度男女共同参画に関する市民意識調査結果	
	2 用語解説	
	3 関係法令	

※本文中、\*をつけた用語については、  
P50からの「用語解説」で解説しています。

# 第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

2 世界・国・県の動き

## 1 策定の趣旨

少子高齢化や若者の流出傾向等による人口減少、地域社会の担い手不足が深刻化する中で、持続可能な地域づくりには多様な人材が活躍できることが重要であり、さらに、働き方や価値観、生活様式の多様化、デジタル化の進展など社会の急速な変化に対応するためにも、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、公平性が確保され、自らの意志で安心して参加し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会<sup>\*1</sup>の実現が、緊急かつ重要な課題となっています。

また、実現に向けて取組を進めることは、性別だけでなく、年齢も国籍も性自認・性的指向に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、包摂性のある社会の実現にもつながっていきます。

本市は、平成16年10月12日に1市4町4村の合併により誕生しました。その後、平成16年12月に、本市の男女共同参画社会の実現に向け基本理念等を掲げた「薩摩川内市男女共同参画基本条例」を制定し、平成17年4月には、「男女共同参画都市さつませんたい宣言」を発し、平成18年には薩摩川内市男女共同参画基本計画を策定しました。その後、社会情勢の変化などを踏まえ基本計画の見直しを行いながら総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。

また、仕事と家庭の両立を支援するという観点から女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が平成27年8月に公布され、第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画に盛り込み、官民一体となって推進してきました。

しかしながら、令和6年度に行った市民意識調査からは、意識の変化は見られるものの、固定的性別役割分担意識<sup>\*2</sup>に基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っている現状が示されており、男女共同参画を進めることは、性別を問わず、多様な人々が暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要となっています。

また、育児や介護を担いながら働く人が増加する中で、誰もが働きやすく、自らが希望するキャリアと生活の両立を実現できる環境の整備が求められ、さらには、選ばれる地域づくりへつなげていくことも求められています。

このような背景から、本市では、年齢、性別、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらず、誰もが尊重され、その力を十分に発揮できる環境を整え、市民一人ひとりに居場所のあるまちづくりを進めていくために、令和7年8月26日に「薩摩川内市DEI宣言」を行いました。

宣言では、多様性（ダイバーシティ）、公平性（エクイティ）、包摂性（インクルージョン）への理解を深め、市民の皆様とともに、誰もが参加できるつながりや交流を通じて、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していくことを宣言しています。

これらを踏まえて、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、新たな段階への取組を推進するため、市と事業者及び市民と、更には近隣市町との広域的な連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指し、第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画を策定しました。

\*1 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

\*2 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 2. 世界・国・県の動き

	年	事 項
世界	1975年 (昭和50年)	メキシコシティで開催した第1回世界女性会議「国際婦人年世界会議」において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」を採択 1976年(昭和51年)から10年間を「国連婦人の10年」と決定
国	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」を策定(昭和52～昭和61年)
世界	1979年 (昭和54年)	国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約 <sup>*3</sup> 」という。)を採択
世界	1985年 (昭和60年)	国連婦人の10年最終年世界会議(第3回世界女性会議) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
国		「女子差別撤廃条約」を批准 「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行)
国	1987年 (昭和62年)	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
県	1991年 (平成3年)	「男女共同参加型社会の形成」を施策の基本方向として示し、これに基づき「鹿児島女性プラン21」を策定(平成3年度～平成12年度)
世界	1993年 (平成5年)	世界人権宣言「ウィーン宣言」採択 「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
世界	1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択
国		総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会を設置し、さらに、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置
世界	1995年 (平成7年)	北京で開催した第4回世界女性会議において、2000年までに取り組む重点的課題を定めた「北京宣言及び行動綱領」を採択
国	1996年 (平成8年)	男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(2000年)度までの国内行動計画」を策定
国	1998年 (平成10年)	男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法」について答申(平成11年6月施行)
国	1999年 (平成11年)	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
県		鹿児島県総合基本計画第3期実施計画において、「男女共同参画社会の形成」が施策の基本方向の一つとして示され、新たな行動計画として「かごしまハーモニープラン」を策定(平成11年度～平成20年度)

## \*3 女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

	年	事 項
世界	2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をニューヨークで開催 「政治宣言」と「北京宣言および行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)を採択
国		男女共同参画基本法に基づく初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」を策定
国	2001年 (平成13年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行
県		「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布
国	2003年 (平成15年)	男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行
世界	2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」(ニューヨーク)
国		「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
県	2006年 (平成18年)	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定
国	2007年 (平成19年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス <sup>*4</sup> )憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
国	2008年	男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定
県	(平成20年)	「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定(平成20年度～平成24年度)
県	2009年 (平成21年)	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
国	2010年 (平成22年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定
世界	2011年 (平成23年)	UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント <sup>*5</sup> のための国連機関)正式発足
国	2012年 (平成24年)	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定
県	2013年 (平成25年)	「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (平成25年度～平成29年度)
国	2014年 (平成26年)	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改正

\*4 ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭・地域活動・自己啓発などの生活の調和を図り、誰もが充実した人生を送ることができる状態。  
男女共同参画の基盤として位置づけられ、働き方改革や育児・介護との両立支援と深く関係する。

\*5 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

	年	事項
世界	2015年 (平成27年)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択と、持続可能な開発目標(SDGs) <sup>*6</sup> の国際的共通目標化
国		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定
国	2016年 (平成28年)	「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」改正
県	2017年 (平成29年)	「鹿児島県女性活躍推進計画」策定
国	2018年 (平成30年)	「働き方改革関連法」公布・施行 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「民法」改正(女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ)
県		「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (平成30年度～平成34年度)
国	2019年 (令和元年)	「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
国	2020年 (令和2年)	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・ 復興ガイドライン～」策定 「第5次男女共同参画基本計画」策定
国	2021年 (令和3年)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 「育児・介護休業法」改正
国	2022年 (令和4年)	男女共同参画会議「女性デジタル人材育成プラン」策定 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下、困難女性支援 法)」公布、「AV出演被害防止・救済法」公布・施行
県		「かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト」開設
国	2023年 (令和5年)	「LGBT理解増進法」公布・施行
県		「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定 (令和5年度～令和9年度)

\*6 持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択と、持続可能な開発目標(SDGs)  
平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際的行動計画。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。



## 第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本目標

3 重点目標

4 計画の性格

5 計画の期間

6 施策の体系

# 1 基本理念

この計画は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

## (1) すべての人の人権の尊重

男女共同参画の推進は、すべての人が個人としての尊厳が重んじられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別等による差別的取扱いを受けないこと、個人としてその個性と能力を発揮する機会が確保されること、その他の個人の人権が尊重されること。

## (2) 社会における制度・慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等に基づき、個人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

## (3) 施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、すべての人が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

## (4) 家庭生活における活動と他の活動の調和

男女共同参画の推進は、家族を構成するすべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及びその他の全ての活動に対等に参画することができるようにすること。

## (5) 性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮

すべての人が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。

## (6) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

○この計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

## 2 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「すべての人の人権の尊重」は、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が市民一人ひとりの意識に深く浸透し、あらゆる場において行動に結びつくことを目指して次の基本目標を定めます。

市民一人ひとりの人権が尊重され

- すべての人が多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できるま  
ちの実現
- 笑顔がつながり、健康で、誰もが安心して自分らしく暮らすことが  
できるまちの実現

## 3 重点目標

昨今の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の7つの「重点目標」を設定します。

- 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり
- 2 男女共同参画の学習機会の充実、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消
- 3 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進  
（両立支援とキャリアアップ）
- 4 生涯を通じたすべての人の健康支援
- 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備
- 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

## 4 計画の性格

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び薩摩川内市男女共同参画基本条例第10条第1項に基づくものであり、国及び県の計画との整合を配慮した本市における男女共同参画社会づくりの基本となる計画です。
- (2) 本計画は、「第3次薩摩川内市総合計画」及び関係計画等と連携を図りながら、市の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えています。
- (3) 本計画は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって行う取組の指針となるものです。
- (4) 本計画の「重点目標3 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）」を女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画に位置付けます。
- (5) 本計画の「重点目標6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備」を困難女性支援法第8条第3項に規定する市町村推進計画に位置付けます。

## 5 計画の期間

この計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

# 6 施策の体系

## 【基本理念】

- 性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利への配慮
- 国際的協調
- 社会における制度・慣行についての配慮
- 家庭生活における活動と他の活動の調和
- 全ての人の人権の尊重
- 施策・方針の立案及び決定への共同参画

## 推進体制

- 1 市民・男女共同参画地域推進員・市民団体・事業所・行政の連携と協働
- 2 国・県・他市町村・関係機関等との連携
- 3 男女共同参画審議会の機能発揮
- 4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底
- 5 計画の評価及び施策への確実な反映

## 【基本目標】

- 笑顔がつながり、健康で、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるまちなちの実現
- 市民一人ひとりの人権が尊重され
- すべての人が多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できるまちなちの実現

## 【重点目標】

- 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり
- 2 男女共同参画の学習機会の充実、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消
- 3 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）
- 4 生涯を通じたすべての人の健康支援
- 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備
- 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

## 【施策の方向】

- 1 性別役割分担意識の解消などによる制度・慣行の見直し
  - (1) 性別役割分担意識の解消などによる制度・慣行の見直し
  - (2) 行動変容につながる意識改革のための広報啓発活動
  - (3) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実及びメディア・リテラシーの向上
  - (4) 行政分野における女性の参画の拡大及び人材育成や情報の整備
  - (5) あらゆる分野における女性の人材育成及び人材情報の整備
- 2 男女共同参画の学習機会の充実、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消
  - (1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実
  - (2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進
  - (3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実
- 3 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）
  - (1) 雇用分野における女性の参画の拡大と就業環境整備
  - (2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大と就業環境の整備及び女性の経営参画の促進
  - (3) その他の分野における女性の参画の拡大
  - (4) 女性の能力発揮のための支援
  - (5) 多様で柔軟な働き方の実現に向けた仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備
  - (6) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
- 4 生涯を通じたすべての人の健康支援
  - (1) 生涯を通じたすべての人の健康支援
  - (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
  - (3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
  - (4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
  - (1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり
  - (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進
  - (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備
  - (1) 困難を抱える女性の包括的な支援
  - (2) ひとり親家庭等への支援
  - (3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
  - (4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備
  - (5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備
  - (6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援
  - (7) 子どもが安全・安心に暮らせる環境の整備
- 7 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進
  - (1) 地域における多様な視点の確保と誰もが参加しやすい環境づくり
  - (2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進
  - (3) 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
  - (4) 復興における男女共同参画の推進



## 第3章 計画の内容

# 重点目標 ①

## 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり

### 【現状と課題】

政策・方針決定過程に、多様な人々が共同して参画する機会が確保されることは、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するために重要なことです。その中でも、女性の能力発揮（エンパワーメント<sup>\*7</sup>）を支援し、女性の参画を進めることは、多様な能力・視点・発想を期待する意味でも必要なことです。

しかし、社会の制度や慣行の中には、性別をはっきり分けていなくても、男女の立場の違いが影響し、結果として平等に働かないものがあり、その多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きく影響を及ぼしています。

本市が実施した令和6年度男女共同参画に関する市民意識調査によると、社会通念・慣習・しきたりなどで多くの人が男性の方が優遇されていると感じており、依然として男女の地位の不平等感が存在していることに加え、本市における女性参画の状況としても、令和6年度は市議会議員15.4%、市の管理職11.5%、審議会等25.7%、自治会長3.8%であり、政策・方針の立案及び決定に女性の意思が十分に反映されているとは言えない状況があります。

また、人の性のあり方（セクシュアリティ）は様々で、身体の性、自認する性、好きになる性及び服装やしぐさ、言葉づかいなどの表現する性といった要素の組み合わせにより無数に存在し、そのことで偏見や差別により日常の様々な場面で困難に直面し、生きづらさを抱えている方がいます。

誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、公平性が確保され、自らの意志で安心して参加し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会<sup>\*8</sup>の実現に向けて取組を進めることは、性別だけでなく、年齢も国籍も性的指向・性自認に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、包摂性のある社会の実現にもつながっていきます。

そのため、市民生活を支える市のあらゆる施策や多様な分野における慣行について、固定的性別役割分担意識<sup>\*9</sup>を助長したり、参画する機会の不平等をもたらしたりするものではないか等を点検し、見直しを進める必要があります。

また、その見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及について、自分ごととしての気づきから行動変容につながる具体的で、積極的な広報、啓発を推進する必要があります。

\*7 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

\*8 男女共同参画社会

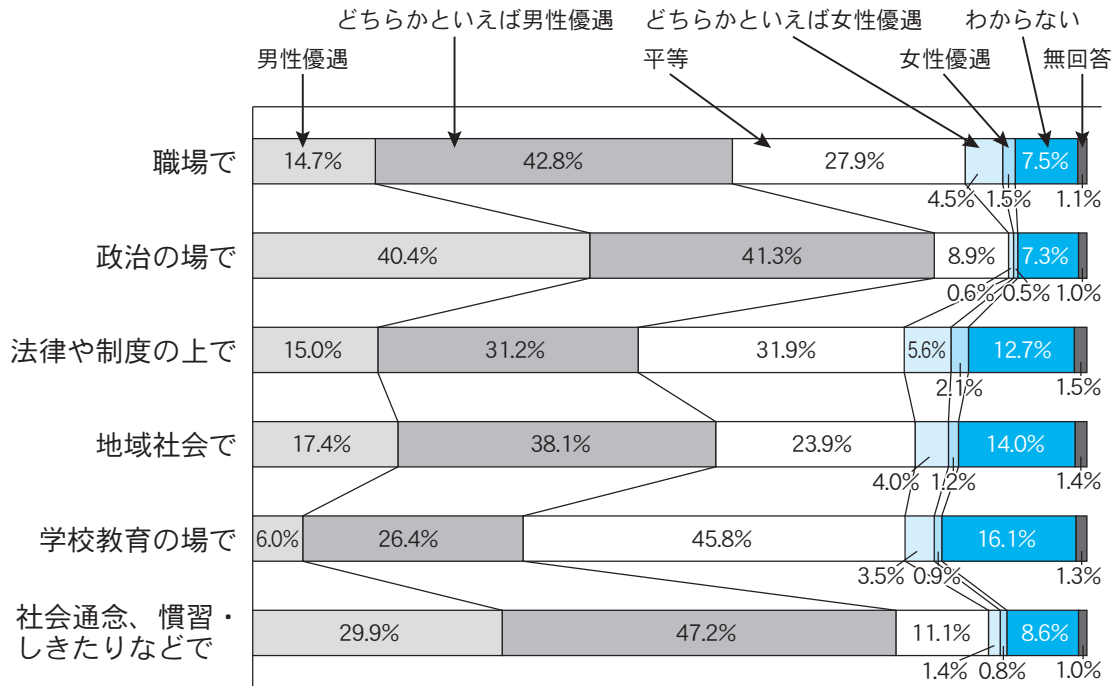
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

\*9 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 重点目標 1 多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮できる社会づくり

### ○男女の地位の平等感について



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

### ○女性の参画状況

(単位：%)

	審議会・委員会等	管理職等※	議会	自治会長
薩摩川内市	25.7	11.5	15.4	3.8
県内平均	※1 27.9	※1 19.4	※2 13.2	※1 7.1

※管理職とは係長以上です。

※1 市町村における女性の公職参加状況調査より（令和6年4月1日現在）

※2 鹿児島県資料より（令和6年4月1日現在）

施策の方向	施策の概要
(1) 性別役割分担意識の解消などによる制度・慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施</li> <li>②市民の意見を反映させる体制づくりと男女共同参画関連施策の策定・実施</li> <li>③社会的性別（ジェンダー<sup>*10</sup>）に配慮した相談体制の充実</li> </ul>
(2) 行動変容につながる意識改革のための広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発</li> <li>②男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供</li> <li>③市職員の男女共同参画に関する理解促進</li> <li>④性の多様性に関する理解促進</li> </ul>
(3) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実及びメディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供</li> <li>②調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計<sup>*11</sup>）の充実</li> <li>③公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮</li> <li>④メディア・リテラシー<sup>*12</sup>の向上のための取組</li> </ul>
(4) 行政分野における女性の参画の拡大及び人材育成や情報の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市の審議会等委員等への女性の登用促進及び人材の育成・情報の整備</li> <li>②市における女性の職員の登用等の推進及び人材の育成</li> </ul>
(5) あらゆる分野における女性の人材育成及び人材情報の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域社会における女性の人材育成</li> <li>②農林水産業分野における女性の人材育成</li> <li>③国際交流・協力を通じた女性の人材育成</li> <li>④女性の人材情報の収集・整備</li> </ul>

\*10 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

\*11 ジェンダー統計

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

\*12 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。ジェンダーに関する固着的イメージを見抜く力として、男女共同参画施策でも重要視される。

## 重点目標 ②

### 男女共同参画の学習機会の充実、 無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会<sup>\*13</sup>の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

令和6年度の市民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成するために市が力をいれるべきこと」として、約4割の人が、「子どもの頃からの男女の平等や相互の理解・協力についての学習の充実」をあげ、「学校教育や社会教育・生涯学習の場における男女平等の学習の充実」をあげた人も多くなっています。

なお、この調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」「政治の場」で約7割、「職場」「家庭」「地域社会」で約半数以上の人が、「男性の方が優遇されている」と感じており、「男女共同参画社会が進まない原因」として、約6割の人が「社会通念や慣習・しきたりなどの中には、男性優位にはたらいっているものが多い」をあげています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識<sup>\*14</sup>とともに無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

男女共同参画やジェンダー平等の理解促進を図るためには、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって、親しみやすく分かりやすいものとする必要があります。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育における取組は、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育<sup>\*15</sup>と併せて進めていくことが重要です。

さらに、より長い人生を見据え、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

\*13 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

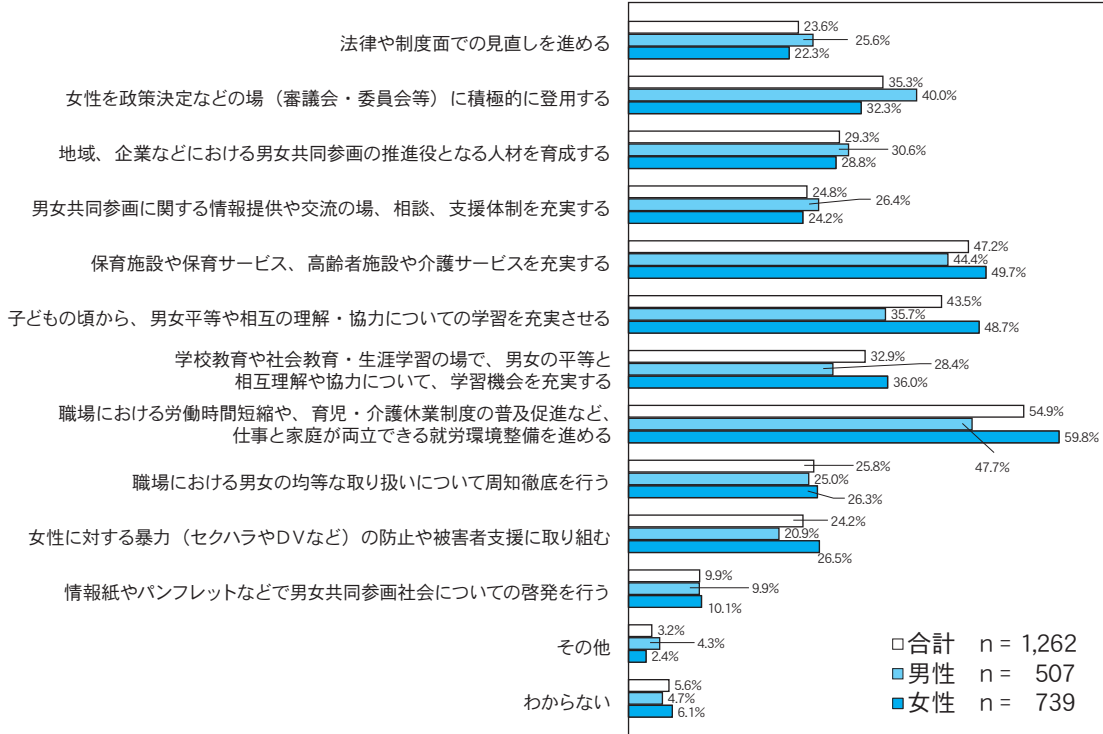
\*14 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

\*15 キャリア教育

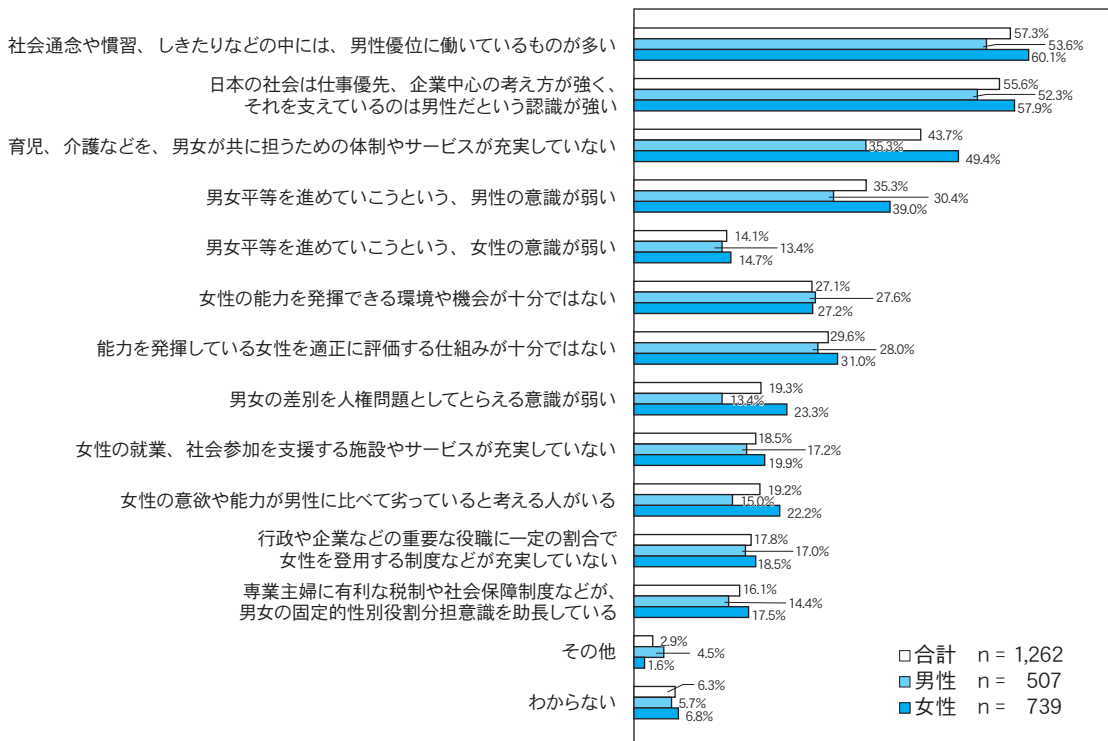
一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

## ○男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべきこと



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

## ○男女共同参画社会が進まない原因



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

## 重点目標 2 男女共同参画の学習機会の充実、 無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消

施策の方向	施策の概要
(1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実	①教育関係者が男女共同参画の正しい理解や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）の解消のための研修等の取組の促進 ②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実
(2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進	①地域社会における男女共同参画や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）に関する学習機会の提供 ②社会教育における男女共同参画や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）に関する教育・学習の推進 ③男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実
(3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実	①男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実 ②生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

## 重点目標 ③

### 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）（女性活躍推進計画）

#### 【現状と課題】

働き方改革や固定的な性別役割分担意識の解消、男性の育児休業取得の推進などを通じて、誰もが安心して働き、能力を発揮できる環境づくりが求められています。これは多様性が尊重される社会の実現とともに、経済の持続的な発展にもつながります。

近年、出産を機に女性の労働力率が低下する「M字カーブ問題<sup>\*16</sup>」は改善傾向にありますが、共働き世帯の増加に伴い、女性が非正規雇用で働く割合が高い状況が続いています。これは、家庭や職場、社会全体で仕事と子育てや介護などを両立できる環境整備が十分に進んでいないことが一因となり、女性の働き方は正規雇用と非正規雇用に二極化し、正規雇用率は20代後半をピークに減少し続ける「L字カーブ問題<sup>\*17</sup>」が新たな課題として浮上しています。非正規雇用の増加は、賃金格差やキャリア形成の機会格差にもつながっており、マタニティハラスメントの根絶、賃金格差の是正、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）<sup>\*18</sup>の推進など、平等な機会と待遇の確保が求められています。

一方で、男性も長時間労働や雇用の不安定化といった問題に直面しており、背景には一人ひとりの多様な働き方に中立でない制度や慣行が存在するため、性別にとらわれない柔軟な働き方の実現が必要です。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>\*19</sup>）は、健康や趣味、学習といった個人的な領域だけでなく、育児や介護、地域活動など社会的な領域においても自己実現を可能にし、家族がともに責任を果たす家庭生活の実現にもつながります。

令和6年度の市民意識調査では、男女ともに仕事と家庭生活等との両立を希望している割合は高いが、男性は「仕事」を、女性は「家庭生活」を優先している割合が高い傾向が見られました。

すべての人が生活との二者択一を迫られることなく働き続けられるようにするためには、企業の経営者や管理職の意識改革、職場風土の改善が不可欠です。また、子育てや介護に関する支援策と連携した柔軟な働き方の推進、地域や事業所との協働、そして一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

#### \*16 M字カーブ問題

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。

#### \*17 L字カーブ問題

日本の女性の正規雇用率が20代後半をピークにその後低下し、横に倒したL字のような形になる現象のこと。これは、M字カーブの解消が進む一方で、出産・育児を機に非正規雇用へ移行したり、キャリア形成を諦めたりする女性が多い現状を示し、指導的地位への女性進出の妨げや男女間賃金格差の是正を阻害する構造的な課題を表している。

#### \*18 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

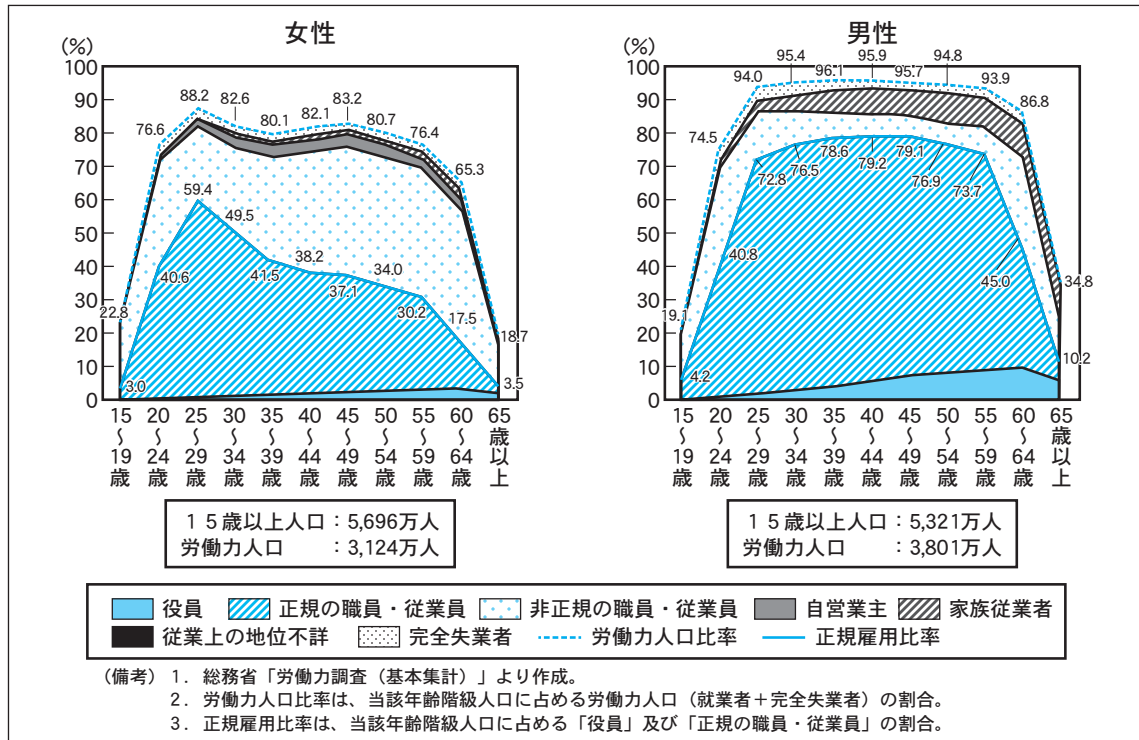
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

#### \*19 ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭・地域活動・自己啓発などの生活の調和を図り、誰もが充実した人生を送ることができる状態。男女共同参画の基盤として位置づけられ、働き方改革や育児・介護との両立支援と深く関係する。

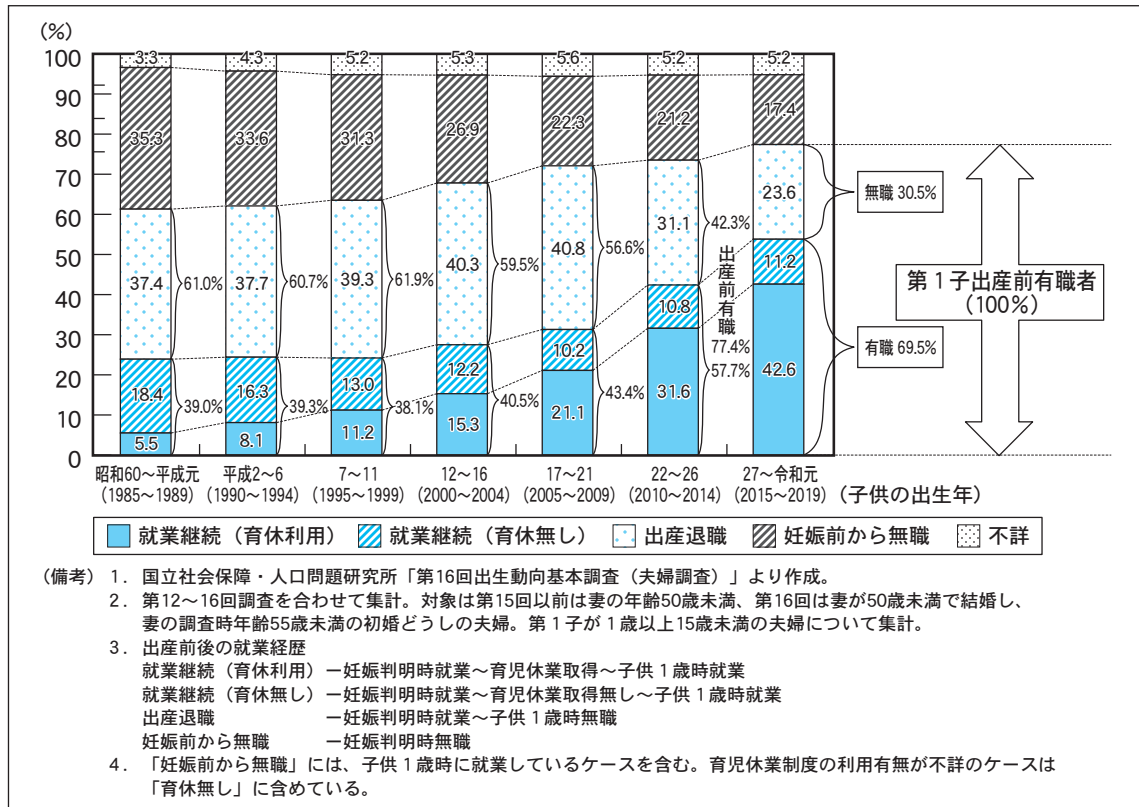
## 重点目標3 働き方改革と固定的性別役割分担意識の解消、男性の育休取得推進（両立支援とキャリアアップ）

### ○男女別年齢階級別労働力率の就業形態別内訳（令和5年）〔全国〕



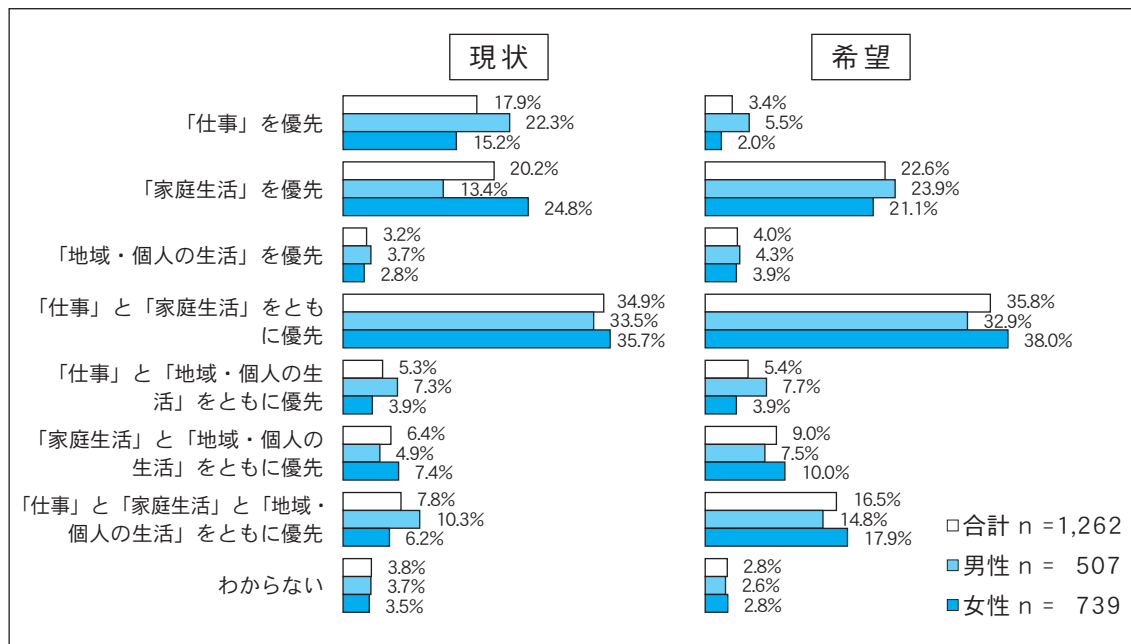
（資料：内閣府「令和6年度版男女共同参画白書」）

### ○子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴〔全国〕



（資料：内閣府「令和7年度版男女共同参画白書」）

## ○仕事・家庭生活、地域・個人の生活の優先度について



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

施策の方向	施策の概要
(1) 雇用分野における女性の参画の拡大と就労環境整備	①企業における女性の参画の促進 ②仕事と生活の調和の促進 ③就労環境整備及び関係法令や諸制度の普及・啓発 ④女性の就労問題の把握と情報提供 ⑤雇用に関する各種相談への対応
(2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大と就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	①農林水産業分野における女性の登用促進 ②商工業分野における女性の登用促進 ③農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成 ④商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成
(3) その他の分野における女性の参画の拡大	①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進
(4) 女性の能力発揮のための支援	①就業継続や再就職の支援 ②職業能力開発等の支援 ③起業に対する支援 ④新規就業に対する支援
(5) 多様で柔軟な働き方の実現に向けた仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備	①仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 ②就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進 ③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進
(6) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実 ②子育て支援拠点施設等の整備 ③地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備 ④子育て・介護のための生活環境の整備

## 重点目標 ④

### 生涯を通じたすべての人の健康支援

#### 【現状と課題】

身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の形成にあたっての大前提と言えます。すべての人が、健康を享受できるためには、性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身の健康について、主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことが必要です。

特に、女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴い大きく変化するという特性があり、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮したライフステージ別の切れ目のない支援の提供が求められます。

また、若年層を中心に望まない妊娠や性感染症のリスクが依然として存在しており、性に関する正しい知識や情報の提供と関係機関との連携した体制の充実が必要です。女性が尊厳を持ち、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）<sup>\*20</sup>」についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を総合的に支援する取組が重要です。

さらに、近年の女性の就業率等の増加等により、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、健やかで充実した毎日を送ることができるよう、女性の健康に関する知識の向上や、社会的な関心を喚起する必要があります。

また、男性についても、女性に比べ認知度は低いものの、更年期障害が見られるほか、長時間労働による健康への影響も考えられます。更年期の男女は、職場や社会において多くの役割を担う年代であることから、就労継続やキャリア向上が妨げられないよう、双方の健康課題に対する理解や仕事との両立支援が求められています。

そのような中、本市の自殺者の約7割が男性であり、そのうち60歳代と80歳以上が最も多くなっており、全国・鹿児島県を上回っています。この背景には、男性自身が「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という根強い固定的性別役割分担意識<sup>\*21</sup>に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立しやすい状況にあるなど生きづらさを抱えていることが考えられます。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れたすべての人の心身の健康支援や、中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

また、生涯にわたる健康を確保するためには運動・スポーツ習慣も欠かせません。そこですべての人が生涯を通じた健康づくりのためのスポーツ活動に取り組むことができるよう、男女共同参画の視点に立った推進が必要です。

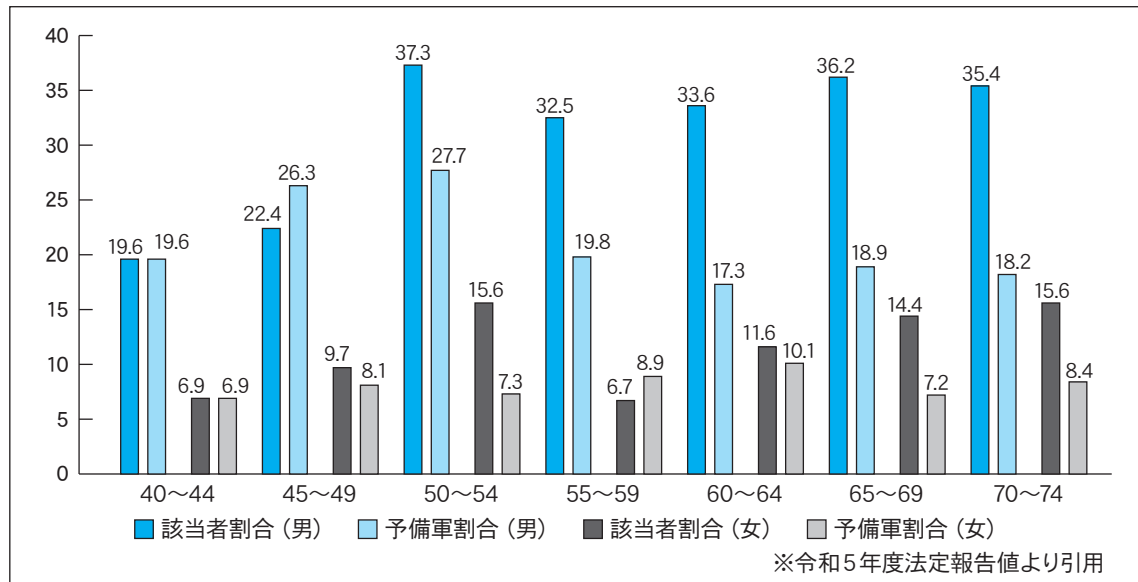
\*20 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖に関して誰もが身体的・精神的・社会的に健やかでいられるよう保障され、自らの身体・妊娠・出産等を他者の強制なく決定できる権利のこと。正確な情報・教育・医療・相談支援へのアクセスと、差別や暴力からの保護を包含する。

\*21 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

○メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合（令和5年）



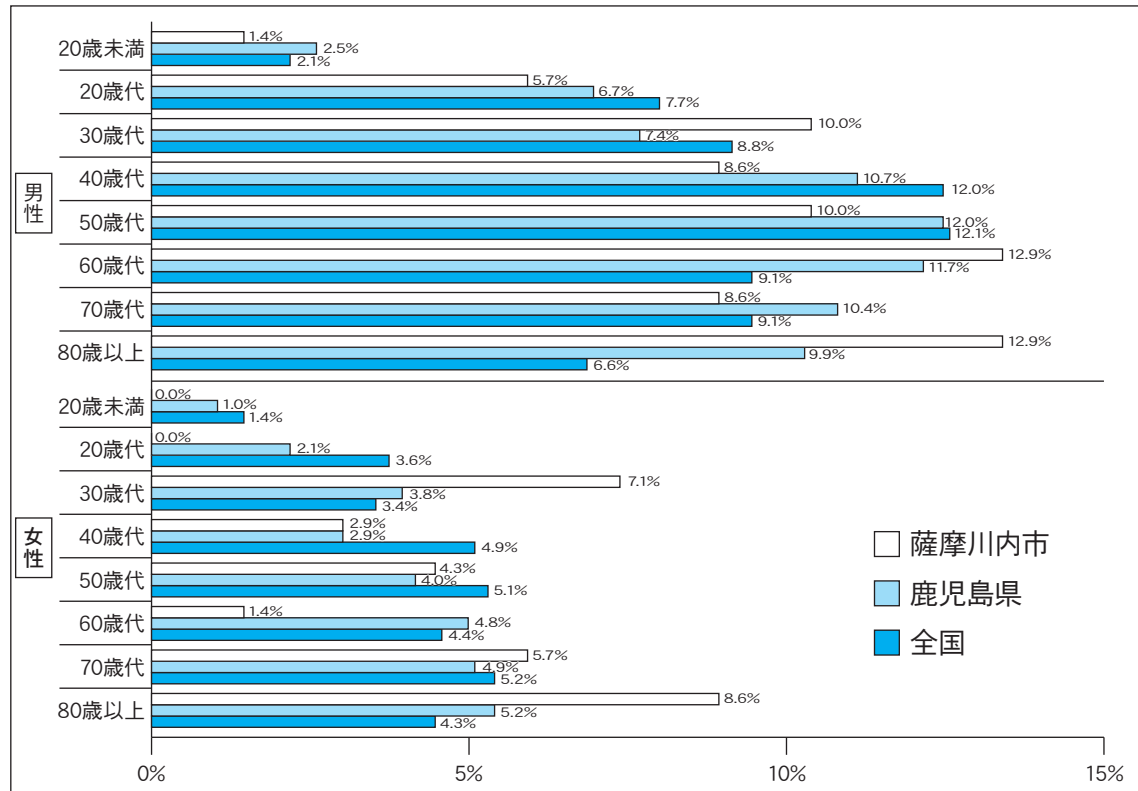
(薩摩川内市特定健康診査結果)

○10代の人口妊娠中絶実施率の推移

年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
川 薩 管 内	2.8人	2.6人	3.5人	2.1人	0.4人
鹿 児 島 県	5.4人	4.6人	3.5人	3.5人	3.9人
全 国	4.5人	3.8人	3.3人	3.6人	3.8人

(鹿児島県母子保健統計より抜粋)

○自殺者の性・年代別割合（人口10万対）（平成30年～令和4年平均）



(資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2023」)

## 重点目標 4 生涯を通じたすべての人の健康支援

施策の方向	施策の概要
(1) 生涯を通じたすべての人の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①心身の健康について正しい知識の普及と情報提供</li> <li>②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援</li> <li>③性別や男女のニーズに応じた医療、健（検）診及び相談の環境整備</li> <li>④食育の推進</li> <li>⑤自殺予防を含めた心身の健康支援</li> </ul>
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①妊娠・出産期における健康管理の充実</li> <li>②周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の確保</li> <li>③不妊治療に関する支援の充実</li> <li>④性に関する正しい知識の普及</li> </ul>
(3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進</li> <li>②薬物乱用防止対策の推進</li> <li>③喫煙・飲酒対策の推進</li> </ul>
(4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備</li> <li>②スポーツ活動における女性の参画の拡大</li> </ul>

# 重点目標 ⑤

## 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

### 【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。そのうち、配偶者等からの暴力<sup>\*22</sup>、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント<sup>\*23</sup>、性犯罪、人身取引<sup>\*24</sup>等の暴力は、その被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会<sup>\*25</sup>を形成する上での喫緊の課題であり、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

これまで、「配偶者からの暴力を防止及び被害者の保護等に関する法律<sup>\*26</sup>」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律<sup>\*27</sup>」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動が困難な状況にあります。

令和6年度に実施した市民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けたことがあると回答した人のうち「どこ(だれ)かに相談した」人は19.9%に留まっており、以前よりも改善しているものの、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

なお、男児への性暴力など被害者が男性の場合もありますが、社会的理解や対応が不十分なことから、問題が潜在化・深刻化する傾向にあります。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談につながりやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

さらに、近年SNSなどインターネット上の暴力による被害の多様化、被害者の低年齢化が進んでいるようなことから、より一層、より身近な啓発に取り組むとともに、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

\*22 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV)、デートDV)

配偶者、元配偶者、恋人など親密な関係にある相手からの暴力。  
身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的支配、性的強要、社会的隔離なども含む。  
若者間の交際関係での暴力は「デートDV」とされる。

\*23 セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動により、相手に不利益や不快感を与える行為。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

\*24 人身取引

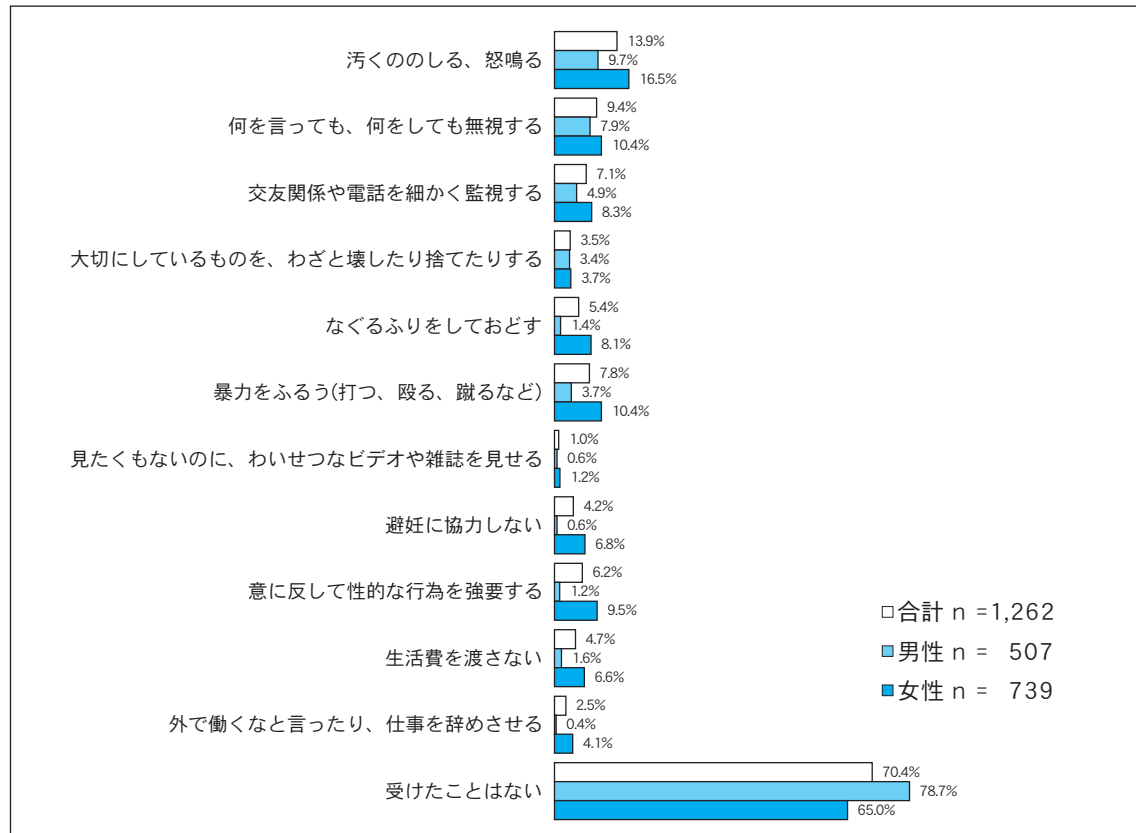
搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう(詐欺的行為で相手を錯覚に陥らせること)、権力の乱用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿(隠匿)し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態での性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。(人身取引議定書)

\*25 男女共同参画社会

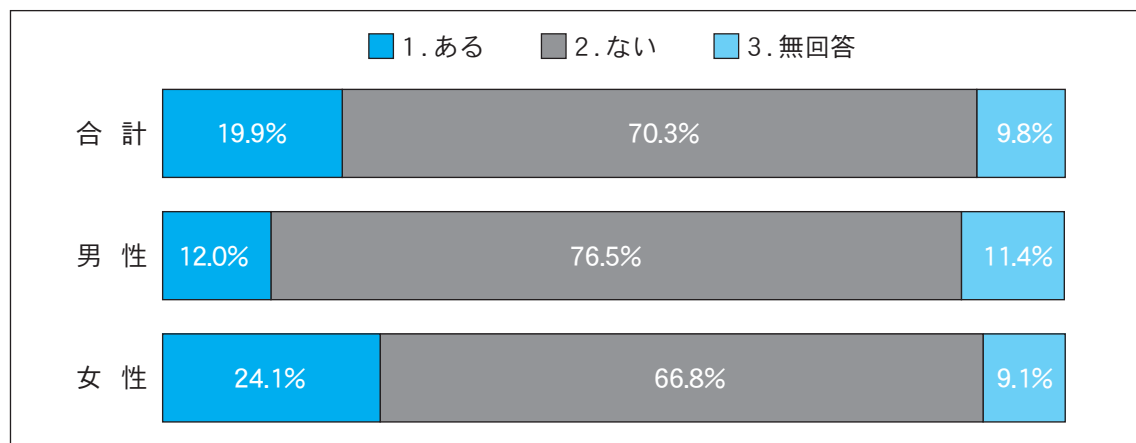
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## 重点目標 5 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

### ○配偶者から次のような行為を受けたことがある



### ○配偶者から上記問いの回答項目にある行為を受けたことがある、またはしたことがあると回答された方で、相談したことがある



(令和6年度男女共同参画市民意識調査)

\*26 配偶者からの暴力を防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。保護命令、相談支援体制、避難支援などについて定めている。自治体には相談窓口設置などの責務がある。

\*27 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律。

施策の方向	施策の概要
(1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり</li> <li>②子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進</li> <li>③インターネットを利用した性暴力への対応</li> </ul>
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実</li> <li>②被害者の早期発見のための環境づくり</li> <li>③被害者の安全確保</li> <li>④被害者の心身の健康回復と自立の支援</li> <li>⑤相談員等の養成による相談体制の充実</li> <li>⑥家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援</li> <li>⑦交際相手からの暴力への対応</li> </ul>
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進</li> <li>②教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進</li> </ul>

## 重点目標 ⑥

### 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備（困難女性支援計画）

#### 【現状と課題】

高齢者人口の増加が続くことが見込まれ、また世帯の単独化が進行する中、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすく、若年層から高齢層まですべての年代の女性に生じます。

特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあり、そのうち女性は、非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力<sup>\*28</sup>やセクシュアル・ハラスメント<sup>\*29</sup>の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

さらに、障害があることや外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、女性であることで固定的な性別役割分担意識<sup>\*30</sup>や性差に関する偏見が相まって、更に複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。これらのことは、新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化し、女性への包括的支援の強化が大きな課題となっています。

また、ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境の整備や、家族の介護等を行っているいわゆるヤングケアラーの問題にも引き続き取り組む必要があり、子どもの貧困対策や孤独・孤立対策等を総合的に講じていくことにより、若年層を含め、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援を行うことが重要です。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、長時間労働等固定的な性別役割分担意識に基づく家庭や地域との関わりを希薄にする男性の働き方が反映されています。

さらに、性的指向<sup>\*31</sup>や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況にある人々がいます。

そのため、一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

このような、複雑化、複合化する生活上の困難課題については、一人ひとりの多様な状況に応じた包括的支援が求められており、様々で困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるには、より一人ひとりの状況に適切に対応するために、支援ニーズの違いを考慮するジェンダー<sup>\*32</sup>の視点を踏まえ、社会全体が多様性を尊重する環境づくりの取組を進めることが必要です。

\*28 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV）

配偶者、元配偶者、恋人など親密な関係にある相手からの暴力。

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的支配、性的強要、社会的隔離なども含む。

\*29 セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動により、相手に不利益や不快感を与える行為。

\*30 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

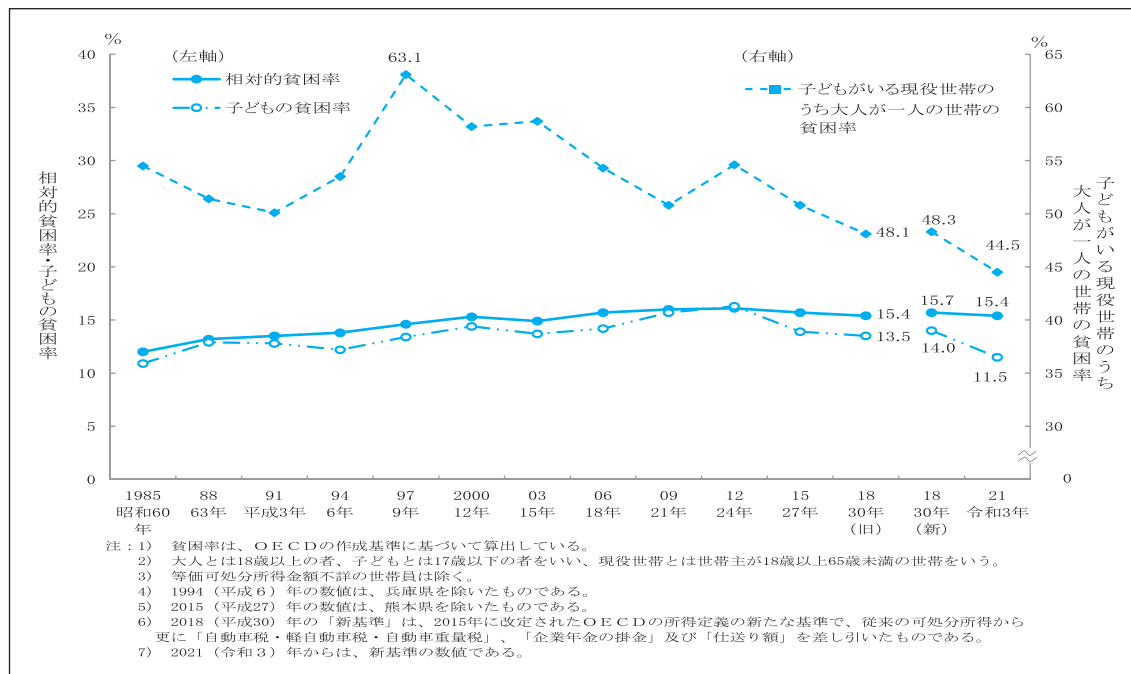
\*31 性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

\*32 ジェンダー

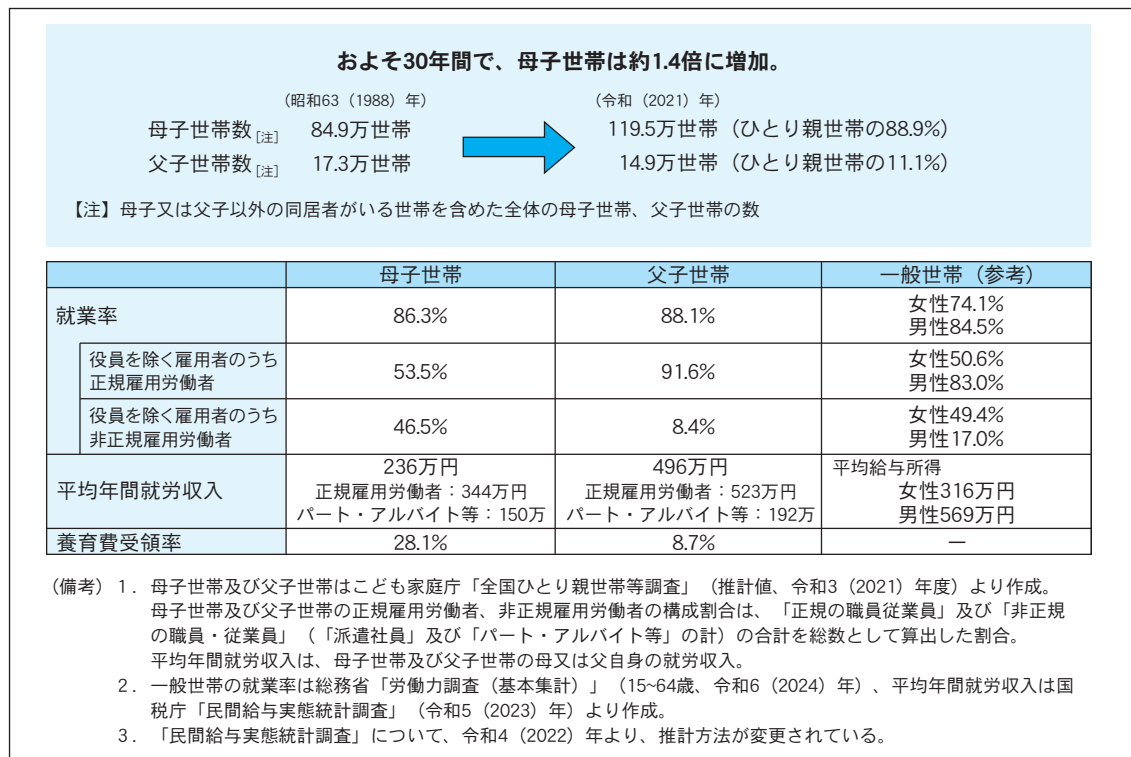
「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

## ○貧困率の年次推移（令和4年）〔全国〕



（資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査の概況」）

## ○ひとり親世帯の状況〔全国〕



（資料：内閣府「令和7年度版男女共同参画白書」）

## 重点目標 6 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備

施策の方向	施策の概要
(1) 困難を抱える女性の包括的な支援	①他機関とも連携した包括的支援体制の充実 ②支援人材の確保・養成・資質の向上
(2) ひとり親家庭等への支援	①ひとり親家庭等への経済的支援 ②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援
(3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	①高齢男女の就業促進 ②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援 ③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実
(4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備	①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備 ②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実
(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	①複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援
(6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援	①同和問題等人権問題の解決 ②性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援
(7) 子どもが安全・安心に暮らせる環境の整備	①子どもに対する虐待や性犯罪等暴力の根絶 ②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護 ③子どもが安心して生活できる環境づくり ④社会全体で子どもを支える取組の促進

# 重点目標 7

## 多様性・公平性・包摂性のある地域づくりの推進

### 【現状と課題】

最も身近な暮らしの場である「地域」における多様化・複雑化する地域課題の解決に、地域の多様な主体との協働による包摂的な在り方が求められています。市民一人ひとりのより豊かで活力に満ちた暮らしづくりを支えるために、地区コミュニティ協議会、自治会等地域コミュニティにおける組織等が、市と協働により、様々な地域づくり活動を積極的に展開しています。

これらの活動が、地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支えるダイバーシティ<sup>\*33</sup>社会の実現に向けた取組が不可欠です。

しかしながら、その認識が十分に浸透しておらず、固定的な性別役割分担意識や世帯単位の慣行が、家族形態やライフスタイルの多様化に対応できず、若年層や単身者の地域参加の機会を阻む要因ともなっています。

また、若い女性が都市部へ流出する傾向が続いている背景には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が根強く存在し、女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職等の理解が足りず、女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどが考えられています。

こうしたことから、男女共同参画や地域コミュニティの意識の醸成を図り、地域課題の解決に取り組む人材や団体の育成・支援を進めるとともに、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりに取り組む必要があります。

また、災害時には平常時における社会の課題が、一層顕著になって現れ、固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護などの負担が女性に集中する等の問題が明らかになっていたり、東日本大震災では、意思決定の場に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等に配慮されなかったりなどの課題が生じました。

災害の被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、予防から復興までのすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍する必要があります。一人ひとり災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する必要があります。

\*33 ダイバーシティ

「多様性」のこと。

性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

## 重点目標 7 多様性・公平性・包摂性のある 地域づくりの推進

施策の方向	施策の概要
(1) 地域における多様な視点の確保と誰もが参加しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画推進体制の充実</li> <li>②男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援</li> <li>③自治会、地区コミュニティ協議会、NPO<sup>*34</sup>等との連携・協働</li> </ul>
(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域づくり活動等における多様な人材の確保と方針決定過程への女性の参画拡大</li> <li>②地域活動等での固定的性別役割分担意識の解消による誰もが参加しやすい環境づくり</li> <li>③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進</li> <li>④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進</li> </ul>
(3) 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</li> <li>②防災の現場における女性の参画の拡大</li> <li>③防災施策への男女共同参画の視点の導入</li> </ul>
(4) 復興における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①復興に関する施策・方針決定過程への女性の参画の拡大</li> <li>②復興施策への男女共同参画の視点の導入</li> </ul>

\*34 NPO (Non Profit Organization)

営利を目的とせず、社会的課題の解決を目的に活動する民間団体。福祉、子育て支援、防災、まちづくりなど幅広い分野で行政と協働し、地域社会の担い手として重要な役割を果たす。法人格としては「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」が最も代表的。



## 第4章 計画の推進体制

## 第4章 計画の推進体制

本計画の基本理念に基づく目標を達成していくために、国・県その他の関係行政機関などとの連携を深め、市民、事業者と一体となって男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。

### 1 市民・男女共同参画地域推進員・市民団体・事業所・行政の連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市民をはじめ男女共同参画地域推進員、市民団体、事業者などとの連携・協働体制を強化し、地域社会と一体となった取組を進めます。

### 2 国・県・他市町村・関係機関等との連携

国、県、他市町村、関係機関等との連携による取組を進めます。

### 3 男女共同参画審議会の機能発揮

学識経験者、各種団体等の代表者及び一般公募による市民の代表者から構成される「薩摩川内市男女共同参画審議会」において、基本計画の策定、市の施策の実施状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項についての調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

### 4 庁内推進体制の充実及び施策の進行管理の徹底

男女共同参画の推進に関する施策について、計画的かつ効率的に取り組むため薩摩川内市男女共同参画推進検討会において、関係部局間及び関係機関との連絡調整を行い、施策の推進に必要な調査審議を行います。

また、計画に基づく関連施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう施策の進行管理を徹底します。その実施状況について、年次報告書を作成し公表します。

### 5 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づいた関連施策の実施状況について、総合的な評価の仕組みを確立し、その評価結果を施策に確実に反映させます。

# 薩摩川内市男女共同参画基本計画推進体制

男女共同参画社会基本法  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

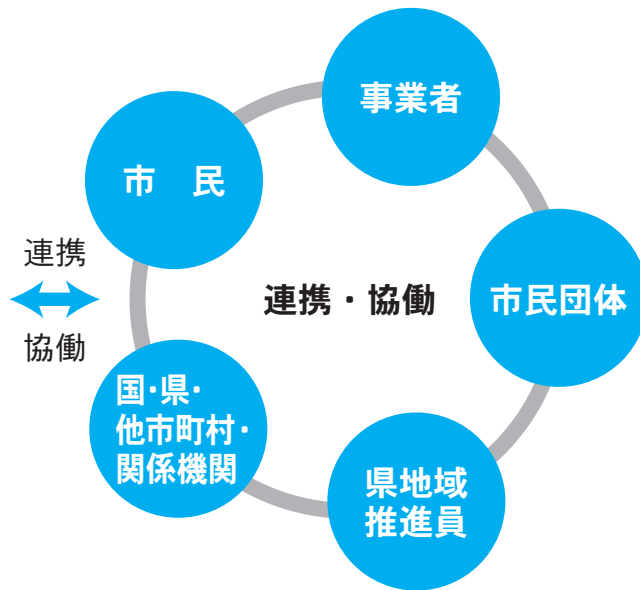
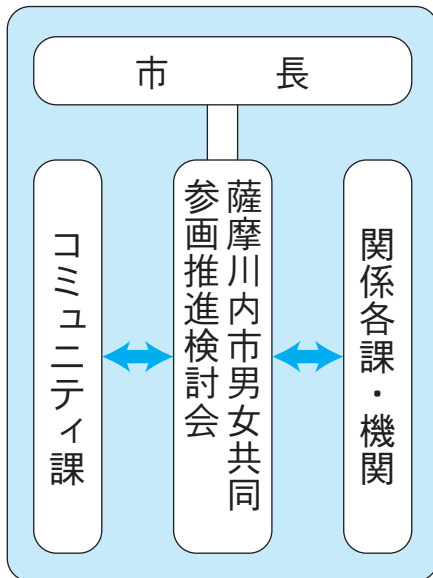
薩摩川内市男女共同参画基本条例

第3次薩摩川内市男女共同参画計画

薩摩川内市男女共同参画審議会

構成：学識経験者、各団体機関の代表、  
一般公募など16人以内

提言・答申 ↓ ↑ 諮問



## ○関連施策・事業の数値目標等

重点 目標	事業名	指標	現況		目標値		所管課
			数値	年度	数値	年度	
1	各種審議会等への女性登用率	女性委員の割合	25.7%	6	40.0%	11	コミュニティ課
	市職員の管理的地位にある職員に占める女性割合 ※1	女性割合	8.2%	6	増やす	11	総務課
	市職員のうち男性の育児休業取得率 ※1	男性の取得率	13.3%	6	50.0%	11	
	各年度における採用者の女性割合 ※1	女性の割合	38.9%	6	40.0%	11	
2	多様な生き方が選択でき、個性・能力が発揮できる社会づくりの実現 ※2	満足度	54.1%	6	増えている	11	コミュニティ課
3	女性農業経営士数 ※3	経営士数	25人	6	28人	10	畜産営農課
	利用者支援事業(特定型) ※4	箇所数	1箇所	6	1箇所	11	子育て支援課
	延長保育事業 ※4	実施箇所数	31箇所	6	30箇所	11	
	放課後児童健全育成事業 ※4	実施箇所数	43箇所	6	46箇所	11	
	子育て短期支援事業 ※4	実施箇所数	4箇所	6	3箇所	11	
	地域子育て支援拠点事業 ※4	実施箇所数	8箇所	6	8箇所	11	
	一時預かり事業 ※4	実施箇所数	28箇所	6	26箇所	11	
	病児・病後児保育事業 ※4	実施箇所数	2箇所	6	2箇所	11	
	ファミリー・サポート・センター事業 ※4	利用件数	2,124件	6	2,100件	11	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ※4	箇所数	4箇所	6	4箇所	11	
	乳児等通園支援事業 ※4	利用延人数	0人	6	48人	11	
4	特定保健指導実施率 ※2	実施率	50.3%	5	60.0%	11	市民健康課
	子宮がん検診受診率(20歳以上女性) ※5	受診率	16.3%	6	増加	17	
	乳がん検診受診率(40歳以上女性) ※5	受診率	14.2%	6	増加	17	
5	基本的な人権が確保されるための市の施策が行われていると思う市民の割合 ※2	割合	71.7%	6	75%以上	11	市民課
6	女性・家庭生活支援相談員等の研修会等参加人数 ※2	人数	47人	4	100人	11	社会福祉課
7	県男女共同参画地域推進員	委嘱者数	12人	6	15人	11	コミュニティ課

※1 薩摩川内市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画【第3次】

※2 薩摩川内市総合計画

※3 第4次薩摩川内市農林水産振興基本計画

※4 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画

※5 第3次薩摩川内市健康づくり計画

## 第5章 資 料

### 1 令和6年度男女共同参画に関する 市民意識調査結果

### 2 用語解説

### 3 関係法令

- ・薩摩川内市男女共同参画基本条例
- ・鹿児島県男女共同参画推進条例
- ・男女共同参画社会基本法
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

# 1 令和6年度男女共同参画に関する市民意識調査結果

## ■ 市民意識調査の実施概要

### (1) 調査の目的

「男女共同参画」に関する市民の意識を調査し、今後本市における男女共同参画社会の実現のための計画策定及び事業推進に活かすことを目的とする。

### (2) 調査項目

男女平等の意識について、仕事と生活の調和について、男女共同参画社会に向けた取組について、男女の人権について全26問

### (3) 調査対象 本市在住の20歳以上の市民

### (4) 調査方法 郵送による実施（返送による回収、インターネット回答）、ホームページ等からのインターネットによる実施

### (5) 調査期間 令和6年8月5日（月）～令和6年11月20日（水）

### (6) 回収状況 性別・年代別回答件数

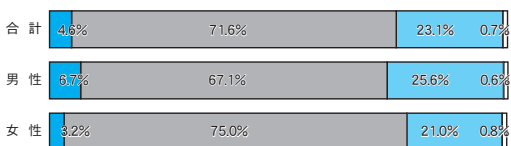
性別	女性		男性		どちらでもない		無回答		合計	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
20代	79	6.3%	36	2.9%	0	0.0%	1	0.1%	116	9.2%
30代	114	9.0%	59	4.7%	1	0.1%	0	0.0%	174	13.8%
40代	156	12.4%	89	7.1%	0	0.0%	3	0.2%	248	19.7%
50代	146	11.6%	106	8.4%	2	0.2%	2	0.2%	256	20.3%
60代	135	10.7%	115	9.1%	0	0.0%	2	0.2%	252	20.0%
70代以上	108	8.6%	102	8.1%	0	0.0%	0	0.0%	210	16.6%
回答無	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%	4	0.3%	6	0.5%
合計	739	58.6%	507	40.2%	4	0.3%	12	1.0%	1,262	100.0%

## ① 男女平等の意識について

### 【問1】

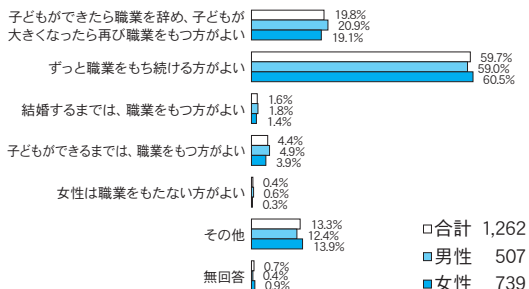
あなたは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのように思われますか。

■1. そう思う ■2. そう思わない ■3. どちらともいえない ■4. 無回答



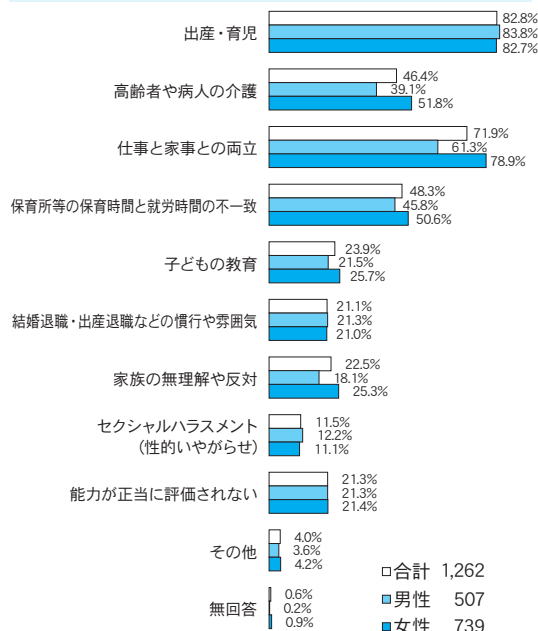
### 【問2】

あなたは「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのように思われますか。



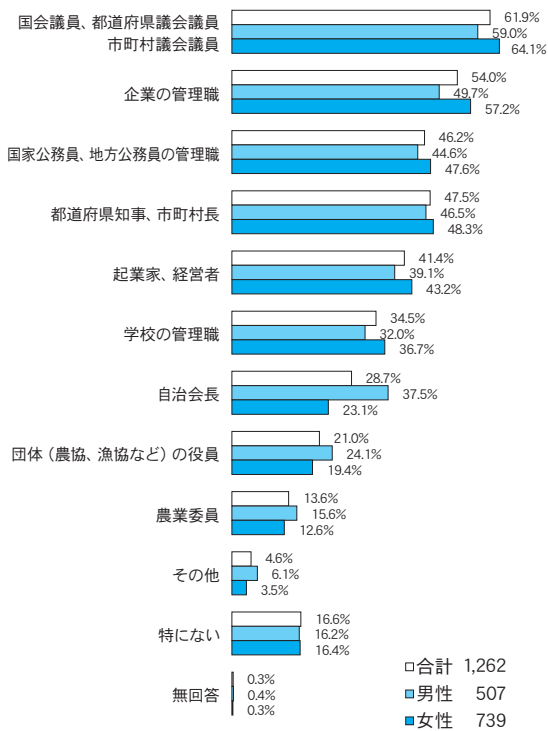
### 【問3】

女性が、職業をもち働き続けるうえで、困難や障害になることは何だと思われますか。（複数回答）



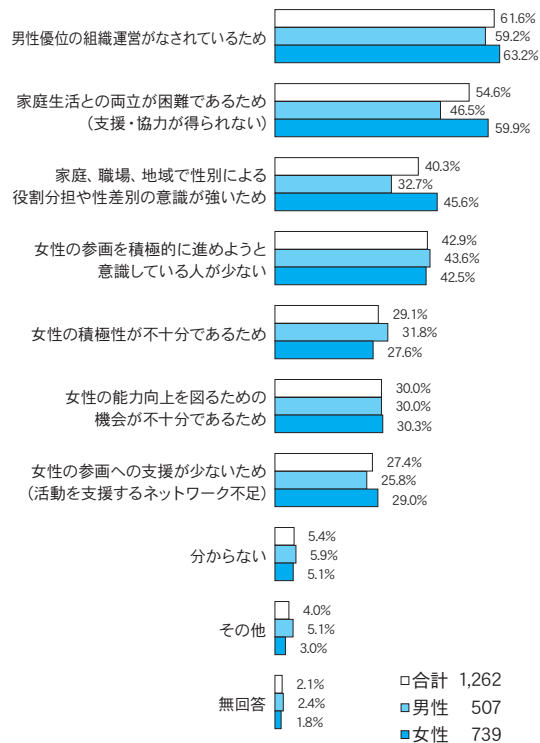
【問4】

あなたは次にあげるような職業や役職において、今後、女性  
がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。（複数回答）



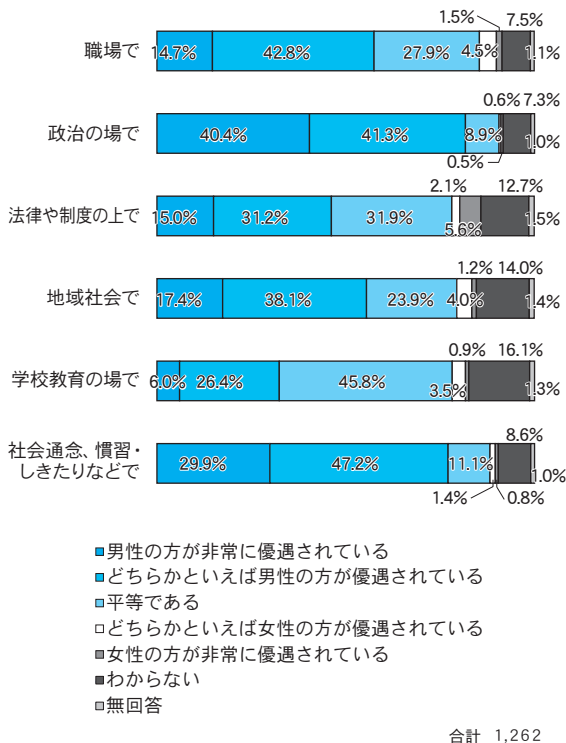
【問5】

「政治や行政、職場などにおいて、企画立案や方針決定の場  
に男性に比べて女性の参画がまだまだ少ない」と言われますが、  
あなたは、その原因は何だと思われますか。（複数回答）



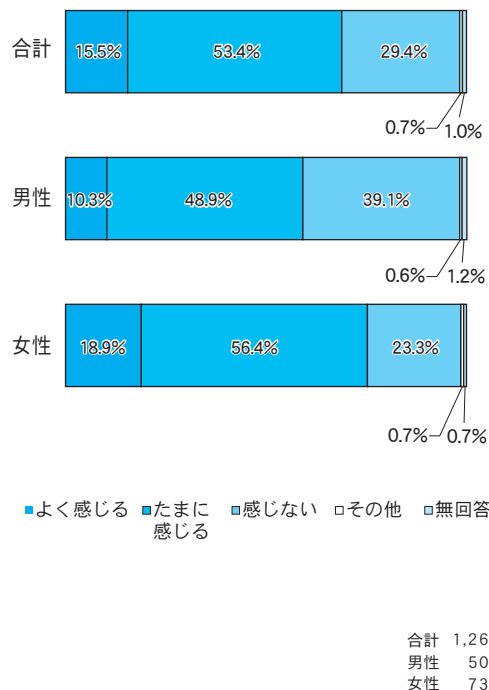
【問6】

（1～6全体）あなたは、次のような分野で男女の地位は平  
等になっていると思われますか。



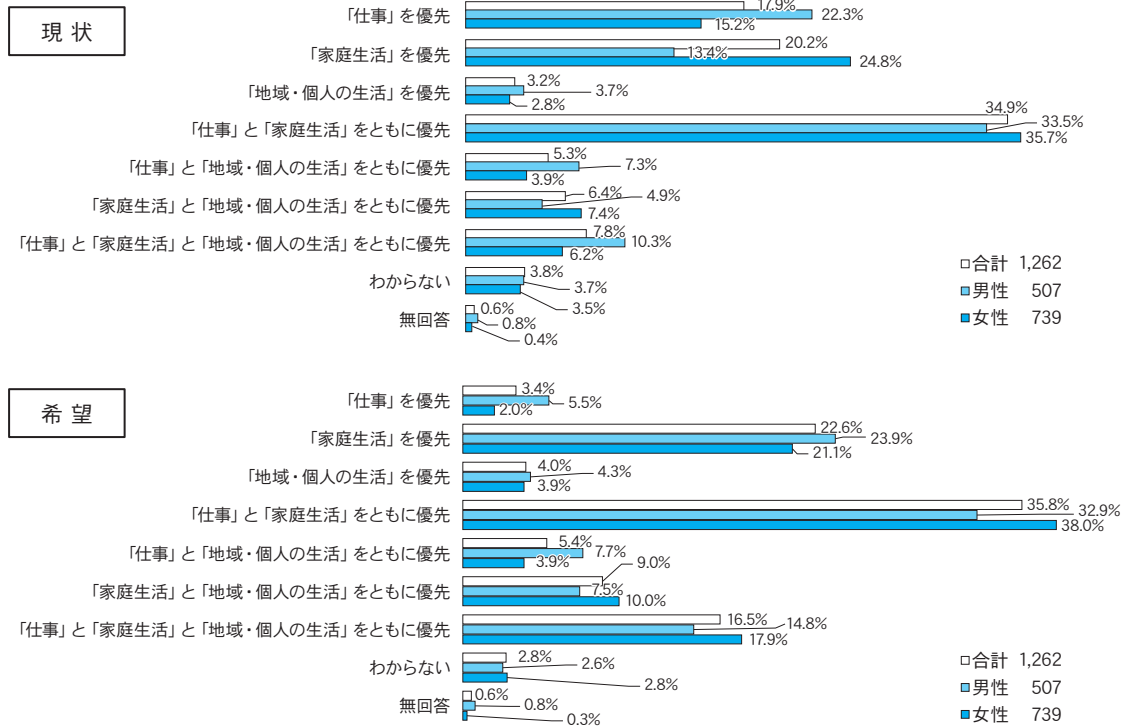
【問7】

日常生活における「女らしさ・男らしさ」や「女性の役割・男  
性の役割」などについて、不便さや不快感、生きづらさを感じ  
ますか。

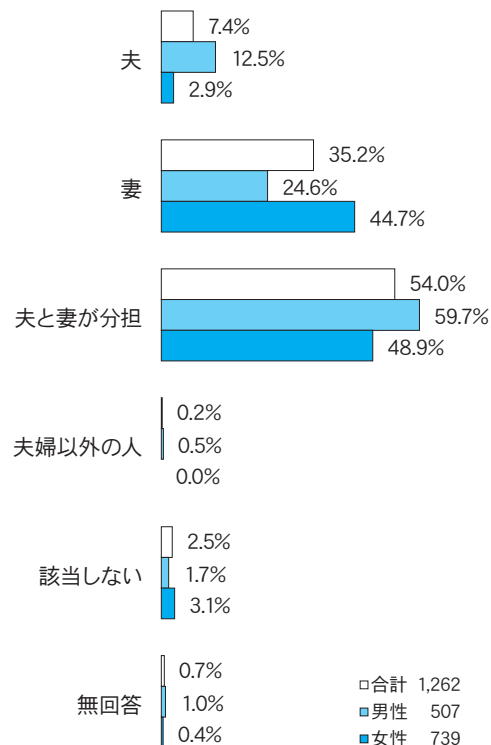


## ② 仕事と生活の調和について

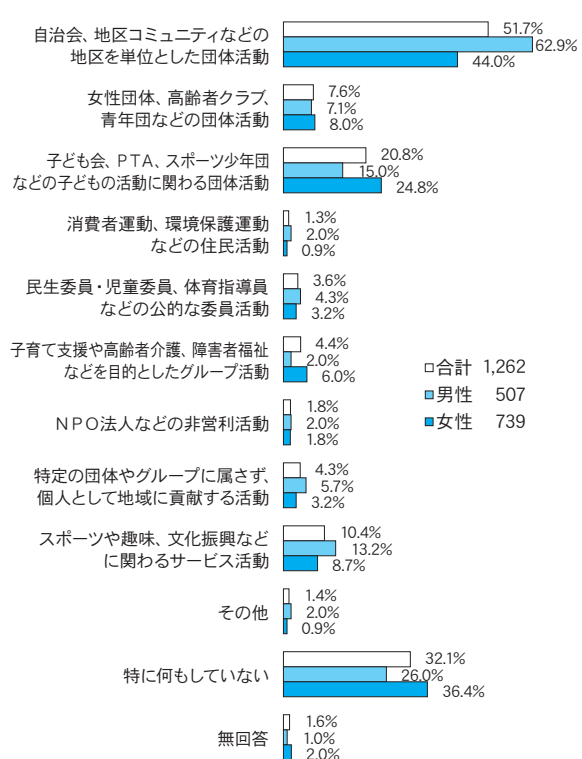
【問8】  
あなたの「現状」と「希望」に、最も近いものを1つだけ選択し回答してください。



【問9】  
家庭における夫婦の役割分担について、家事・育児・介護・看護や自治会などの地域活動への参加を、主に担っているのは誰ですか。(現在、結婚している人のみ)

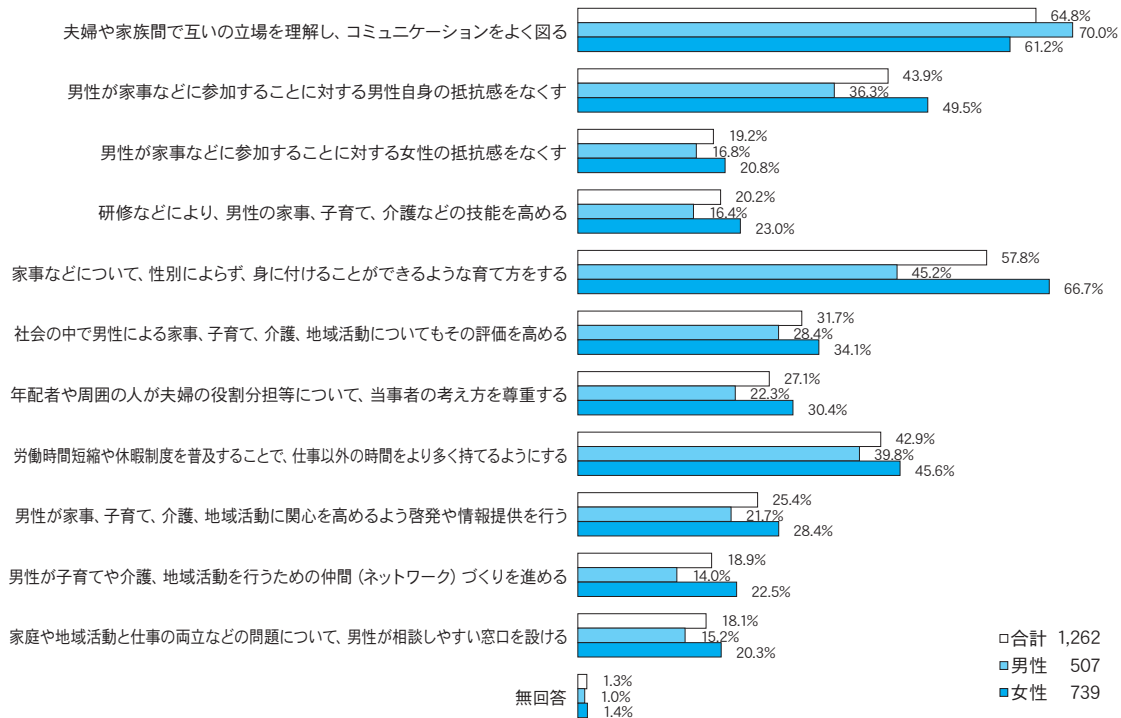


【問10】  
地域における活動で、あなたが参加されているものを選択し回答してください。(複数回答)



【問11】

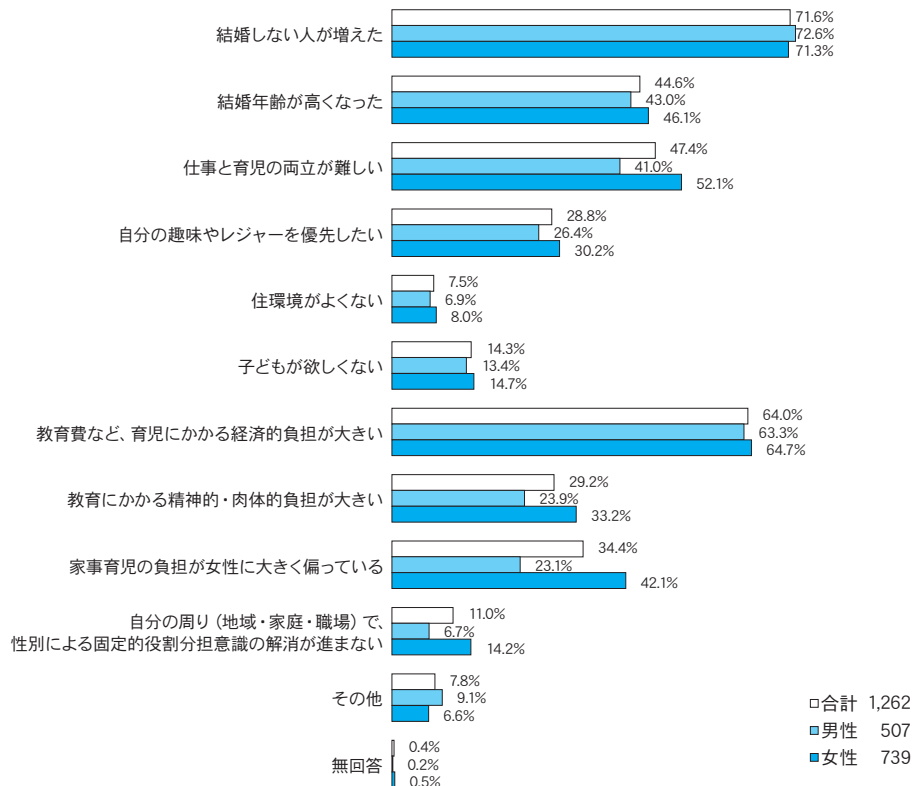
あなたは、今後、生活と仕事の両立の実現を目指し、性別にかかわらず、ともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



### ③ 男女共同参画に向けた取組について

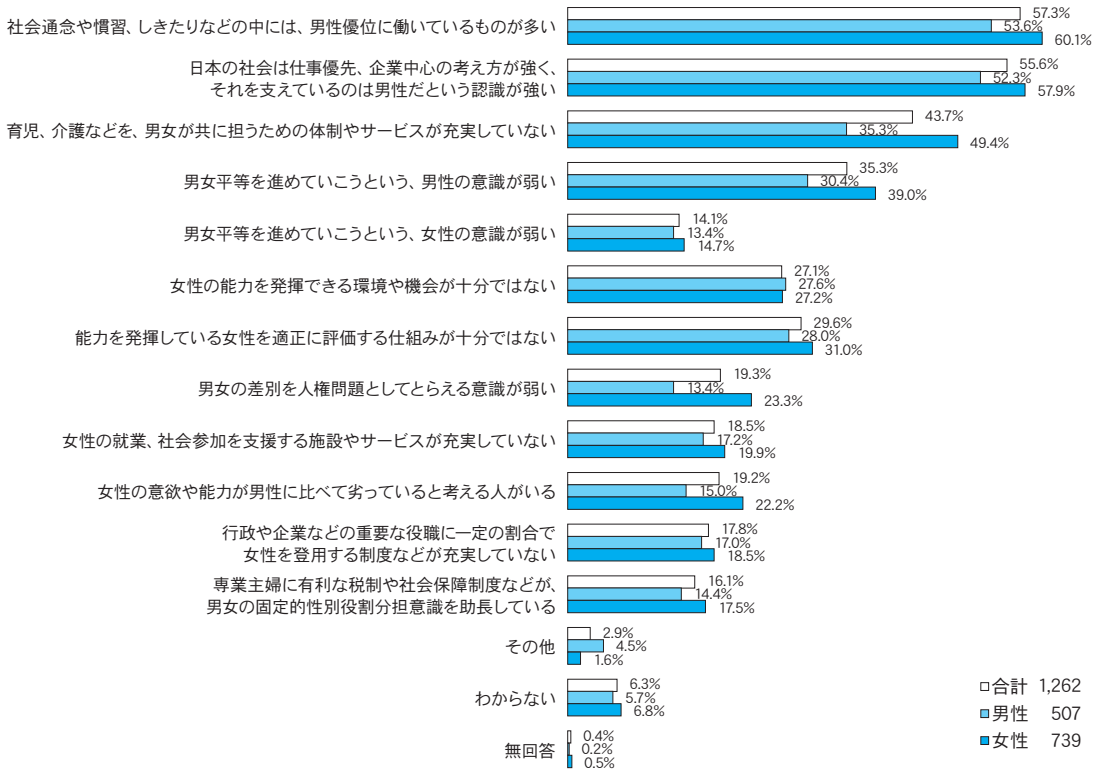
【問12】

現在、少子化が進んでいますが、あなたはその原因は何だと思いますか。(複数回答)



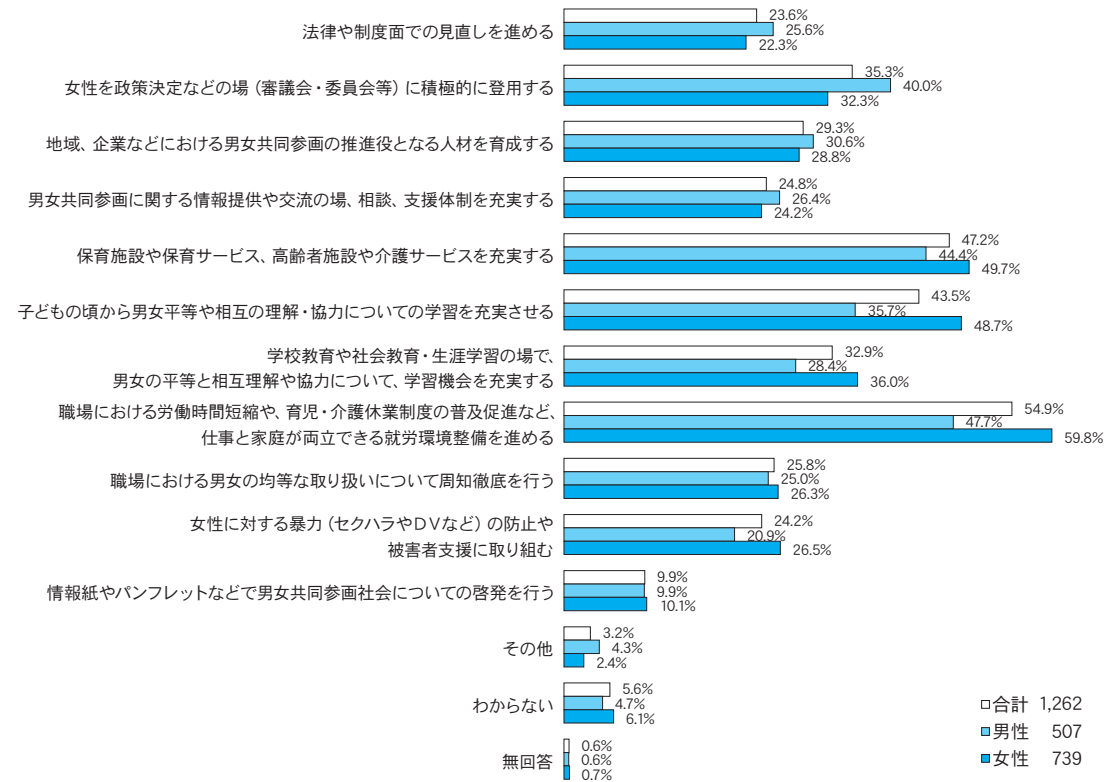
【問13】

あなたは、男女共同参画社会の形成を阻害する要因は何だと思われますか。(複数回答)



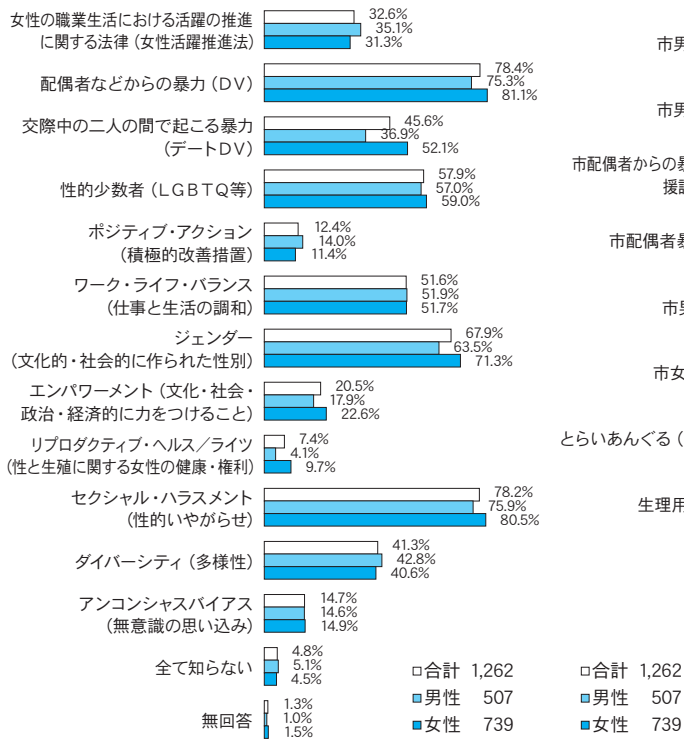
【問14】

男女共同参画社会を形成するために、今後、薩摩川内市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答)



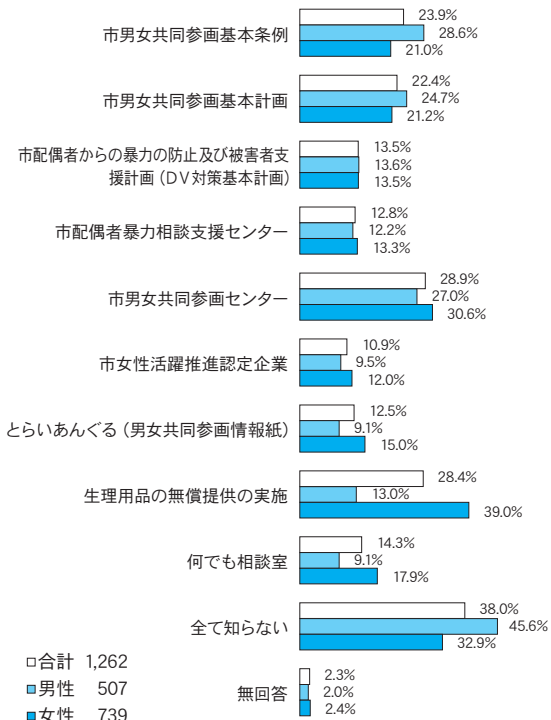
【問15】

あなたが男女共同参画に関連の深い用語、事例について知っているものを選択し回答してください。(複数回答)



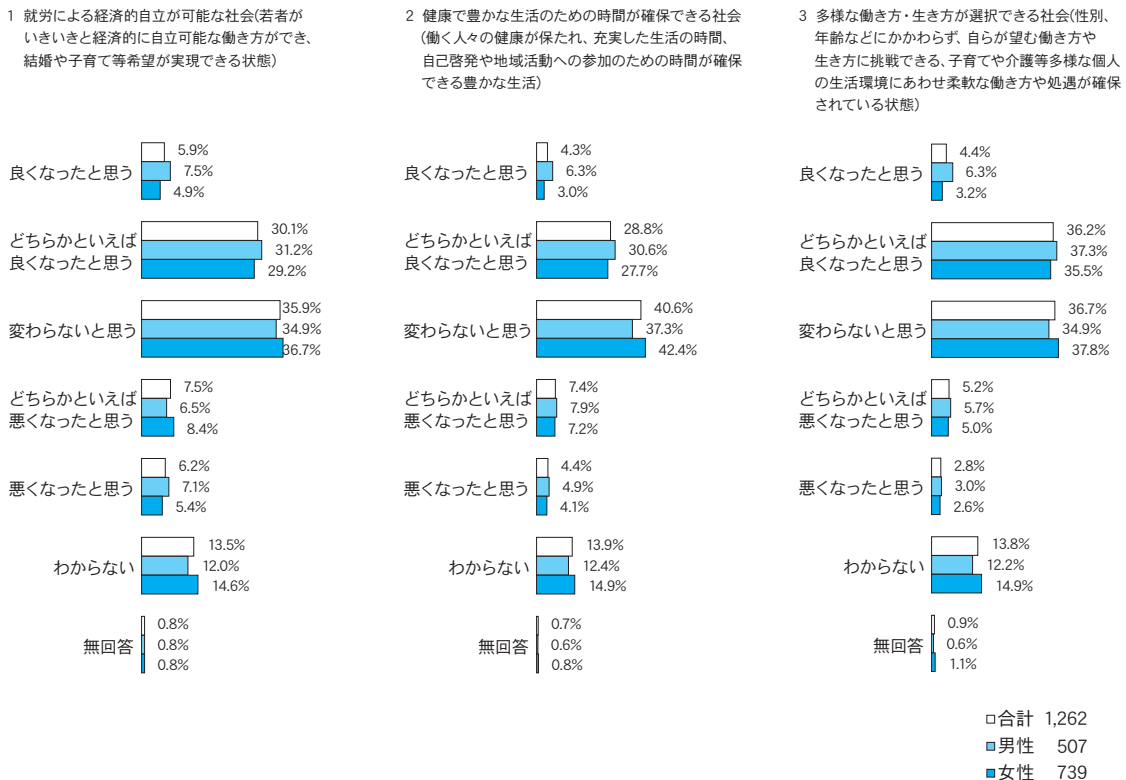
【問16】

あなたは、薩摩川内市が実施している男女共同参画社会づくりを進める事業について知っているものを選択し回答してください。(複数回答)



【問17】

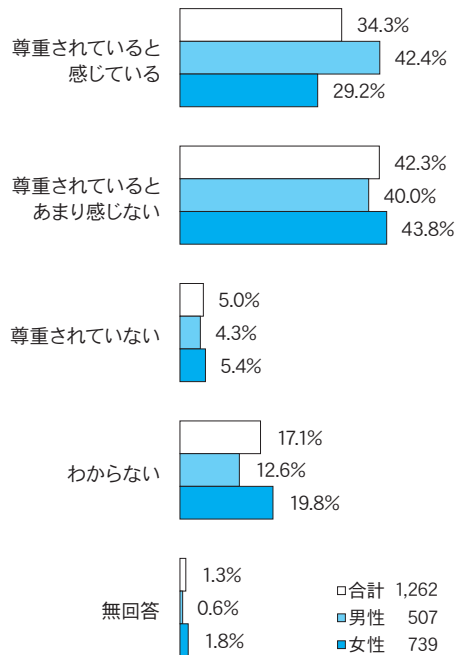
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会」の次の項目について、あなた自身の身近な生活の中で、10年前と比較してどのように変化していると思いますか。



## ④ 男女の人権について

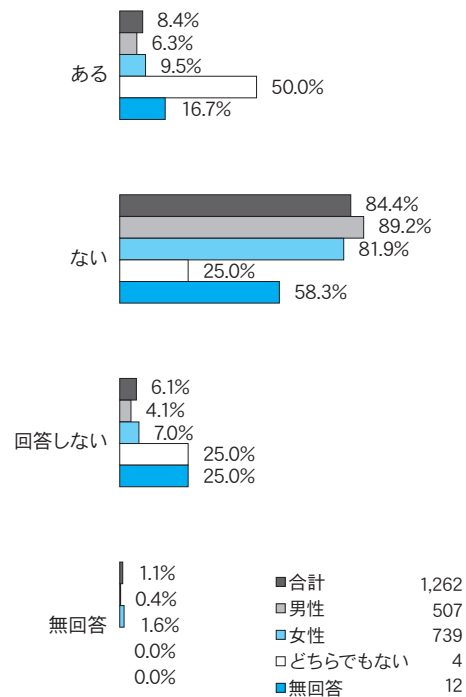
### 【問18】

お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進の観点から、あなたは毎日の生活の中で一人ひとりの人権が尊重されていると感じていますか。



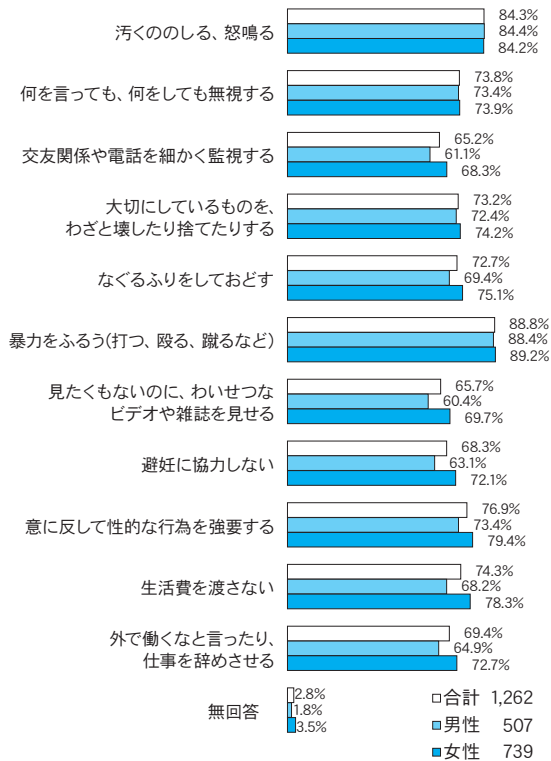
### 【問19】

あなたは、自分の「性自認」や「性的指向」に関して、周囲の言動によって不快な思いをしたり、悩んだりしたことがありますか。



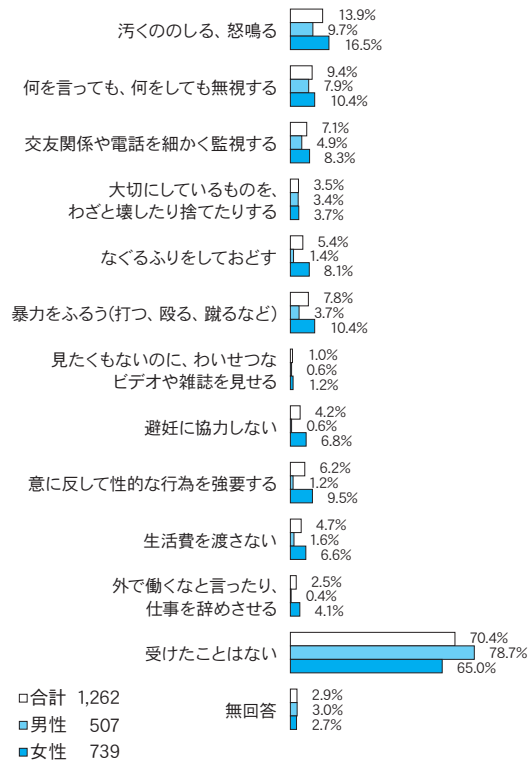
### 【問20】

あなたは、夫婦間または親しい間柄の男女の間で行われる、次のような行為について、どんな場合でも暴力にあたると思われるものを選択し回答してください。(複数回答)



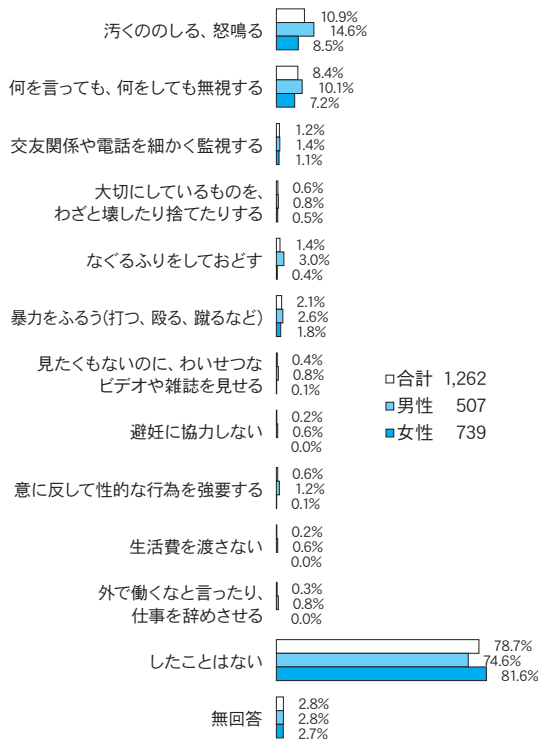
### 【問21】

あなたは、配偶者や恋人などの親密な間柄にある異性から、次のような行為を受けたことがありますか。(複数回答)



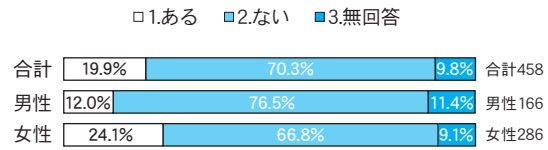
【問22】

あなたは、配偶者や恋人などの親密な間柄にある異性に対し、次のような行為を自分でしたことがありますか。(複数回答)



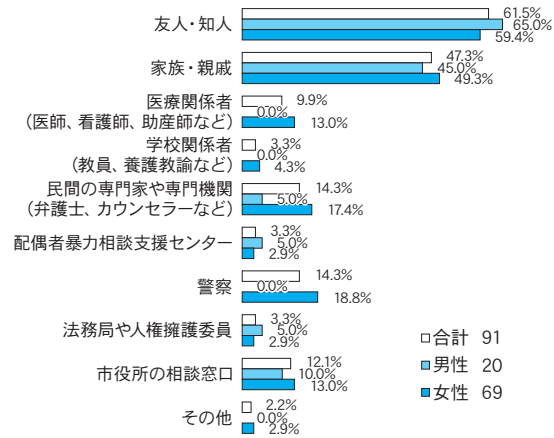
【問23】

問21、22でひとつでも「受けたことがある」または「したことがある」と回答された方にお尋ねします。あなたは、その行為を受けたり、または、したりしたことで相談したことがありますか。



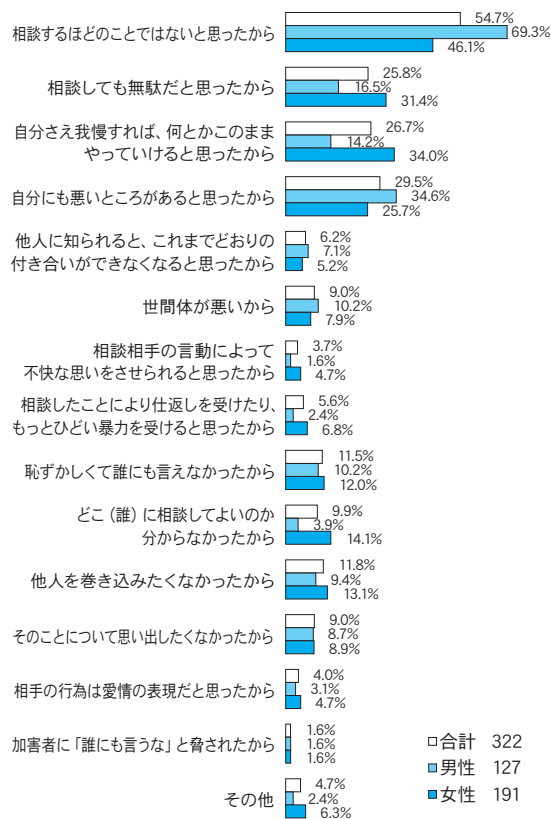
【問24】

問23で「ある」と答えた方にお尋ねします。あなたは、どこに相談しましたか。(複数回答)



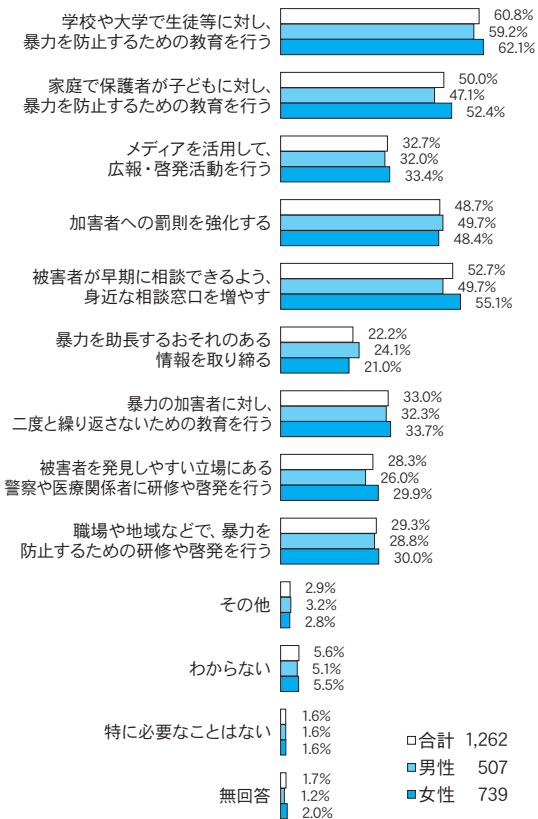
【問25】

問23で「ない」と答えた方にお尋ねします。相談しなかった理由を選択してください。(複数回答)



【問26】

あなたは男女間における暴力を防止するためには、今後、どのようなことが必要だと思われますか。(複数回答)



## 2 用語解説（50音順）

### ●NPO (Non Profit Organization)

営利を目的とせず、社会的課題の解決を目的に活動する民間団体。

福祉、子育て支援、防災、まちづくりなど幅広い分野で行政と協働し、地域社会の担い手として重要な役割を果たす。

法人格としては「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」が最も代表的。

### ●M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。

### ●L字カーブ

日本の女性の正規雇用率が20代後半をピークにその後低下し、横に倒したL字のような形になる現象のこと。これは、M字カーブの解消が進む一方で、出産・育児を機に非正規雇用へ移行したり、キャリア形成を諦めたりする女性が多い現状を示し、指導的地位への女性進出の妨げや男女間賃金格差の是正を阻害する構造的な課題を表している。

### ●エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

### ●キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

### ●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

### ●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律。(昭和61年4月1日施行)

### ●ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。

「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## ●ジェンダー統計（男女別等統計）

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

## ●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択と、持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27(2015)年9月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際的行動計画。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

## ●女子差別撤廃条約

正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

## ●人身取引

搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう（詐欺的行為で相手を錯覚に陥らせること）、権力の乱用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿（隠匿）し、又は収受することをいう。

搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態での性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。（人身取引議定書）

## ●性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

## ●セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動により、相手に不利益や不快感を与える行為。

単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

## ●セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

性と生殖に関して誰もが身体的・精神的・社会的に健やかでいられるよう保障され、自らの身体・妊娠・出産等を他者の強制なく決定できる権利のこと。

正確な情報・教育・医療・相談支援へのアクセスと、差別や暴力からの保護を包含する。

## ●積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

## ●ダイバーシティ

「多様性」のこと。

性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

## ●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

## ●配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV）

配偶者、元配偶者、恋人など親密な関係にある相手からの暴力。

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的支配、性的強要、社会的隔離なども含む。

若者間の交際関係での暴力は「デートDV」とされる。

## ●配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

保護命令、相談支援体制、避難支援などについて定めている。

自治体には相談窓口設置などの責務がある。

## ●メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

ジェンダーに関する固定的イメージを見抜く力として、男女共同参画施策でも重要視される。

## ●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事と家庭・地域活動・自己啓発などの生活の調和を図り、誰もが充実した人生を送ることができる状態。

男女共同参画の基盤として位置づけられ、働き方改革や育児・介護との両立支援と深く関係する。

## 3 関係法令

### 薩摩川内市男女共同参画基本条例

公布：平成16年12月27日条例第310号

改正：平成19年3月28日条例第15号

改正：令和7年12月19日条例第32号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条～第9条）

##### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第19条）

##### 第3章 薩摩川内市男女共同参画審議会（第20条～第25条）

##### 第4章 雑則（第26条）

##### 附則

すべて人は、人として平等な存在であり、個人として尊重される存在である。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会通念や慣行が、依然、根強く残っていることや、性自認や性的指向等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、なお一層の改善の努力が必要とされている。

また、地域社会の持続的発展のためには、少子化やデジタル技術の進展、価値観や生活様式の多様化等の社会の急速な変化に対応し、さらに多様性が尊重され、公平性が確保された誰もが安心して参加できる環境をつくり、互いに支え合う包摂性のあるダイバーシティ社会づくりが求められている。

このような現状を踏まえ、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらずすべての人が、互いに個人の人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、市、事業者及び市民との協働により、さらには近隣市町との広域的な連携を図りながら、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に実現するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 性別等 生物学的な性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）及び性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。）をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む。）により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力行為をいう。
- (6) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。

##### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) すべての人が個人としての尊厳が重んじられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別等による差別的取扱いを受けないこと、個人としてその個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の個人の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等に基づき、個人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成するすべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び当該活動以外の活動に対等に参画することができるようにすること。
- (5) すべての人が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われること。

#### **(市の責務)**

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県及び広域市町村圏、事業者並びに市民と協働して取り組むものとする。

#### **(事業者の責務)**

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、すべての人が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### **(市民の責務)**

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### **(教育の推進)**

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

#### **(阻害行為の禁止)**

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別等による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

#### **(情報表示に関する留意)**

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別等による人権侵害に当たる表現、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント若しくはドメスティック・バイオレンスを助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画を阻害するおそれのある過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## **第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策**

### **(基本計画)**

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、第20条に規定する薩摩川内市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### **(推進体制の整備)**

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

### **(施策の策定における配慮)**

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

### **(事業者及び市民への措置)**

第13条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する事業者及び市民の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

### **(活動に対する支援)**

第14条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

### **(相談等の対応)**

第15条 市は、性別等による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因に基づく人権の侵害に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### **(市民等の申出)**

第16条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 市は、第8条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する市民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。
- 3 市は、前2項の申出を処理するに当たって、必要な場合は第20条に規定する薩摩川内市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

**(積極的改善措置)**

- 第17条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。
- 2 市は、審議会等における委員を委嘱する場合にあっては、その委員の男女のいずれか一方が、委員の総数の10分の4未満とならないよう配慮するものとする。

**(情報の収集及び分析)**

- 第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

**(年次報告)**

- 第19条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

**第3章 薩摩川内市男女共同参画審議会**

**(設置)**

- 第20条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、薩摩川内市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**(所掌事項)**

- 第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査研究し、その成果に基づいて、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

**(組織)**

- 第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。
- 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。
- 3 前項に規定する委員の男女いずれか一方が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

**(任期)**

- 第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会長及び副会長)**

- 第24条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

- 第25条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第4章 雑則**

**(委任)**

- 第26条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- (薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)**
- 2 薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
附 則（平成19年3月28日条例第15号）  
この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

**(経過措置)**

- 4 この条例の施行前に改正前の薩摩川内市男女共同参画基本条例（以下この項において「旧条例」という。）第19条に規定する薩摩川内市男女共同参画専門委員であった者に係る旧条例第22条に規定する秘密を漏らしてはならない責務については、なお従前の例による。

**(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)**

- 5 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

**(薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例の一部改正)**

- 6 薩摩川内市の組織及びその任務に関する条例（平成18年薩摩川内市条例第94号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

# 鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日鹿児島県条例第56号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条～第8条）

### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第9条）

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第16条）

### 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会（第17条～第24条）

### 附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまで、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

### （事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

### 第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

### 第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

#### (県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

#### (調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

#### (県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

#### (男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

## 第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

### (審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
  - (2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

### (組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

### (委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

### (庶務)

第23条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

### (委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

# 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第 78号  
改正 平成11年 7月16日法律第102号  
平成11年12月22日法律第160号  
令和 7年 6月27日法律第 80号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条～第12条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

### 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### **(国際的協調)**

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### **(国の責務)**

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **(地方公共団体の責務)**

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **(国民の責務)**

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### **(法制上の措置等)**

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### **(年次報告等)**

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

### **(男女共同参画基本計画)**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### **(都道府県男女共同参画計画等)**

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### **(施策の策定等に当たっての配慮)**

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### **(国民の理解を深めるための措置)**

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### **(苦情の処理等)**

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(連携及び協働の促進)**

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

**(人材の確保等)**

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

**(調査研究)**

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第3章 男女共同参画会議****(設置)**

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

**(所掌事務)**

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

**(議長)**

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

### (経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

### (委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

### (別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

### (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 附 則 (令和7年6月27日法律第80号)

### (施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和7年法律第79号)の施行の日から施行する。

ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

### (政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
  - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
  - 第2節 一般事業主行動計画等（第8条～第18条）
  - 第3節 特定事業主行動計画（第19条）
  - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条～第29条）
- 第5章 雑則（第30条～第33条）
- 第6章 罰則（第34条～第39条）

附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

### （基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

二 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

##### (一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

**(基準に適合する一般事業主の認定)**

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

**(認定一般事業主の表示等)**

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

**(認定の取消し)**

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

**(基準に適合する認定一般事業主の認定)**

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

**(特例認定一般事業主の特例等)**

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

**(特例認定一般事業主の表示等)**

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

**(特例認定一般事業主の認定の取消し)**

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

**(委託募集の特例等)**

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、

第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行うおうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

##### (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

**(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)**

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

**第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置****(職業指導等の措置等)**

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(財政上の措置等)**

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(国等からの受注機会の増大)**

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

**(啓発活動)**

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

**(情報の収集、整理及び提供)**

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

**(協議会)**

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
  - (2) 学識経験者
  - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

**(秘密保持義務)**

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**(協議会の定める事項)**

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

### (公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

### (権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### (政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

### (この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

### (政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### (検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
- 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条～第15条）
- 第4章 雑則（第16条～第22条）
- 第5章 罰則（第23条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

#### （基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複雑化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- (3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

#### （関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

#### （緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

### 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
  - 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
**(都道府県基本計画等)**
- 第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
    - (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
    - (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第3章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
  - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
    - (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - (2) 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
    - (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
  - 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
  - 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
  - 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
  - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
  - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

#### (女性相談支援センターの所長による報告等)

- 第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

#### (女性相談支援員)

- 第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項(第4号から第6号までを除く。))並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、そ

の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

#### （女性自立支援施設）

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

#### （民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

#### （民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

#### （支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

### 第4章 雑則

#### （教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

#### （調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

#### （人材の確保等）

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

#### （民間の団体に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- (1) 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - (2) 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - (3) 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - (4) 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - (5) 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - (6) 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

#### (都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

#### (国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）
  - (2) 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

### 第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

##### (検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

##### (準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

##### (婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

##### (婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

##### (政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 第3次薩摩川内市 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画



### 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

薩摩川内市

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	75
1	計画の策定の趣旨	
2	計画の基本的な考え方	
3	計画の性格	
4	計画の期間	
第2章	配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)について・・・	77
1	配偶者等からの暴力とは	
(1)	配偶者等からの暴力の形態	
(2)	配偶者等からの暴力の特徴	
(3)	犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害	
(4)	根底にある男女の不平等な関係	
2	配偶者等からの暴力の現状	
(1)	配偶者等からの暴力の被害経験	
(2)	配偶者等からの暴力についての相談経験	
3	配偶者等からの暴力に対する取組の現状	
(1)	国における取組	
(2)	鹿児島県における取組	
(3)	本市における取組	
第3章	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	81
第4章	計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	82
参考資料	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・	93

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」に基づき、「すべての人々が、性別にかかわらず、人権を尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、全庁的に取組を進めています。その中で、個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、インターネットや携帯電話等の普及によりその形態も多様化し、社会問題となっています。その被害者は、多くの場合は女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。配偶者等からの暴力を根絶するためには、県及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を、総合的・体系的に推進するための計画として平成28年3月に「第2次薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

この間、国においては、交際相手からの暴力が社会的な問題となっていることや、被害者の情報保護の徹底や高齢者・障害者への配慮が求められてきているなど、社会情勢の変化を踏まえて、適宜「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われており、そこに示された課題や視点に対応できるよう市町村では配偶者暴力防止計画の見直しが必要となっています。

その他、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日に施行されています。

このような状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実を図るために、「第3次薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

## 2 計画の基本的な考え方

この計画の基本理念は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」の基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

### 基本理念

- ◎いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きることを求める権利を有しています。
- ◎配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会的な問題でもあります。
- ◎配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その一因には、男女の不平等な関係があることから、その暴力の根絶に向けては、人権の擁護と男女平等の実現が不可欠です。
- ◎配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障害の有無等を問わず、その人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- ◎配偶者等からの暴力の予防と根絶及びその被害者支援のために、国、県及び近隣市町、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

## 3 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく、市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」第8条、第9条を遵守するための計画として位置づけ、「薩摩川内市男女共同参画基本計画」と一体的に推進します。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年）を初年度とする令和12年度（2030年）までの5年間とします。ただし、「配偶者暴力防止法」が改正された場合や国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス/DV) について

### 1 配偶者等からの暴力とは

#### (1) 配偶者等からの暴力の形態

配偶者等からの暴力とは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前つきあっていた恋人等、親密な関係にある、または、あった者からふるわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりする等直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心無い言動や無視することにより相手の心を傷つける等の精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する等の性的な暴力、生活費を渡さない等の経済的な暴力等、様々な形態が存在します。

#### (2) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難なところで行われることが多いことや「家庭内の問題」、「個人的な問題」と捉えられがちで、社会的な理解が不足していることにより潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化・継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

#### (3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

#### (4) 根底にある男女の不平等な関係

私たち一人ひとり、社会構造の影響の中で生活しています。男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係等我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識や夫が妻に暴力をふるうのは、ある程度仕方ないといった考え方等が社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

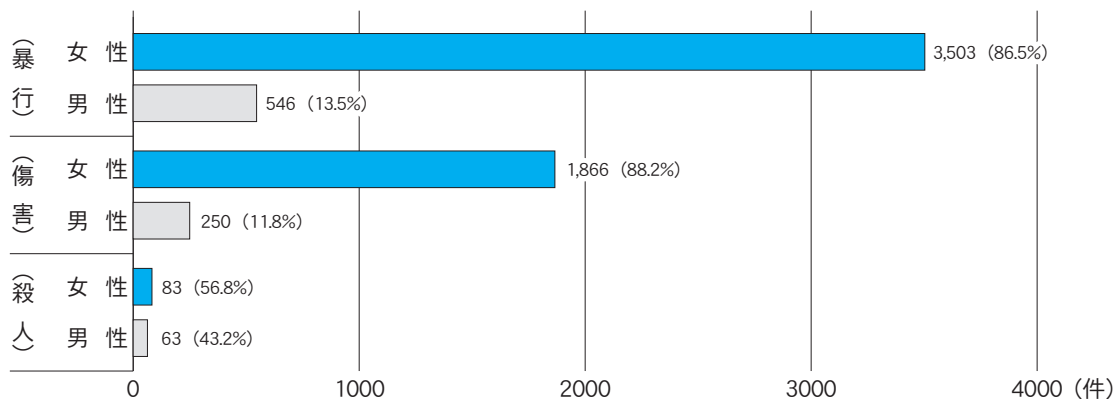
### 2 配偶者等からの暴力の現状

#### (1) 配偶者等からの暴力の被害経験

本市が、令和6年度に実施した「薩摩川内市男女共同参画に関する市民意識調査」では、配偶者等から暴力を受けた経験が1度でもあると答えた人は、26.7%でした。

また、独立行政法人国立女性教育会館の「男女共同参画統計リーフレット2025」によると、配偶者間の傷害・暴行による被害者は、約9割が女性となっており、特に女性の被害者が多いことがうかがえます。

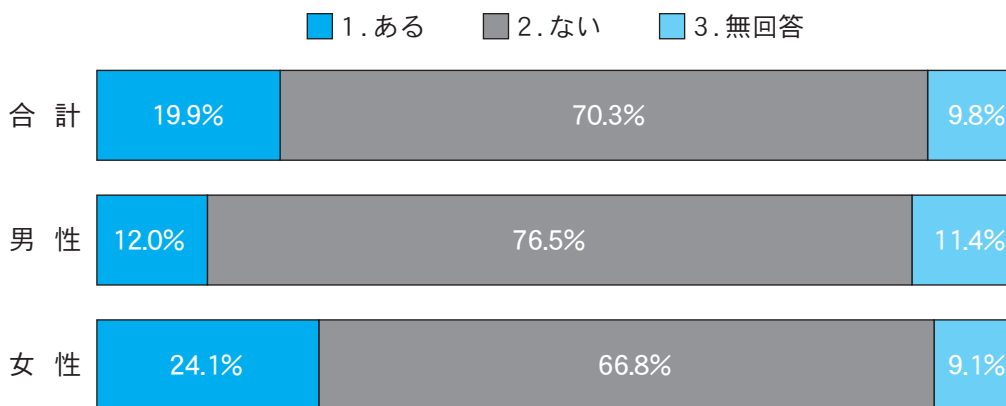
○配偶者間の傷害・暴行による被害者は、約9割が女性である。



注：「配偶者」には、元配偶者、事実婚の関係にある交際相手を含む。

資料：独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画統計リーフレット2025」

○配偶者から暴力などを受けたことがある、またはしたことがあると回答された方で、相談したことがあるか



資料：「令和6年度薩摩川内市男女共同参画に関する市民意識調査」

## (2) 配偶者等からの暴力についての相談経験

本市が、令和6年度に実施した「薩摩川内市男女共同参画に関する市民意識調査」では、配偶者等から暴力を受けたことがある人のうち、「だれにも、どこにも相談しなかった」と答えた人は70.3%となっていて、相談をした人は2割でした。その相談先について聞いたところ、「友人や知人に相談した」が61.5%となっています。

## 3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

### (1) 国における取組

国は、平成13年4月に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。これにより、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、附則に施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講じると規定されております。

平成16年の改正では、「配偶者からの暴力」の定義の拡大、保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施、被害者の自立支援の明確化、警察本部長等の援助、苦情の適切かつ迅速な処理、外国人、障害者等への対応等を内容とする改正が行われました。

また、平成19年の改正では、市町村基本計画の策定（努力規定）、配偶者暴力相談支援センターに関する改正、保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）、裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知等を内容とする改正が行われました。

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が制定され、平成26年1月3日に施行されました。

この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

令和5年5月には、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大（対象者に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加され、接近禁止命令の発令要件について「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれが大いとき」に拡大）、保護命令期間の伸長等の保護命令制度の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会の創設について都道府県の努力義務とすること、また、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する等を内容とする法改正が行われ、施行日が令和6年4月1日とされるとともに、基本方針が見直されました。

## (2) 鹿児島県における取組

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを、配偶者暴力相談支援センターに指定しています。

平成18年3月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、こ

の計画に基づき、市町村、関係機関等と連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取組を進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターも、配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

さらに平成19年には、県内の全ての地域におけるDV被害者の相談・支援体制の充実に資するよう各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部も、配偶者暴力相談支援センターに指定しています。

平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、平成20年1月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことに伴い、これらの改正の内容やこれまでの鹿児島県の取組状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実に図るために、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行っています。

### (3) 本市における取組

平成17年4月に施行した「薩摩川内市男女共同参画基本条例」第8条において、配偶者等からの暴力の根絶に向けた総合的な施策に取り組むため、「薩摩川内市男女共同参画基本計画」の中に「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶を目指した社会環境の整備」を重点課題と定め、取組を進めてきました。

また、被害者の安全確保に努めるため、女性・家庭生活支援相談員（嘱託員）による相談窓口や、何でも相談員による「何でも相談室」を開設しました。

平成25年3月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、また「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を勘案して、「薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

平成25年4月より、「配偶者暴力相談支援センター」や「DV対策庁内連携会議」を設置し、被害者への二次被害の防止、担当者の役割・守秘義務等の認識を深め、被害者に対する支援の更なる充実に図っています。

## 第3章 計画の体系

### めざすべき姿

暴力（ドメスティック・バイオレンス）を許さない  
誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の創造

### 重点的に取り組むこと

#### I 配偶者等に対する暴力の予防と根絶に向けた取組の推進

##### DV・デートDV、ストーカー行為対策等

- 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- 2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進
- 3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進
- 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

#### II 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 早期発見・未然防止のための仕組みづくり
- 3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- 4 苦情等への適切な対応の推進
- 5 支援者の安全確保

#### III 被害者の保護と自立に向けた支援への取組

- 1 被害者の保護と安全確保
- 2 通報・通告制度による被害者の保護
- 3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 5 被害者の立場に立った生活再建に向けた支援

## 第4章 計画の内容

### 重点目標 Ⅰ

配偶者等に対する暴力の予防と根絶に向けた取組の推進  
DV・デートDV、ストーカー行為対策等

#### 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

- ・暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園、保育所の教育の場、家庭、地域、職域など、あらゆる場において、人権意識を高める教育や薩摩川内市男女共同参画基本条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育や地域生活、就業環境の整備に向けて、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。
- ・人権意識の確立に向け、法律についての知識を持ち、日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために活用できるよう、広報紙や市ホームページ等を活用して法教育を充実させます。

No.	主な取組	主な担当課
1	学校、幼稚園、保育所における人権教育の推進	コミュニティ課 学校教育課 子育て支援課
2	家庭教育における人権教育の推進	コミュニティ課 社会教育課
3	地域における人権教育の推進	コミュニティ課
4	職域における人権教育の推進	コミュニティ課 経済政策課
5	法教育の充実	コミュニティ課 市民課

#### 2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

- ・暴力の発生を未然に防ぐために、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、被害者視点に立った広報・啓発を進めるとともに、発達段階に応じた好機を捉えて暴力的でない考え方や、問題解決を暴力に頼らないための教育を関係機関と連携して進めます。

No.	主な取組	主な担当課
6	暴力未然防止教育の研究及び実践	コミュニティ課
7	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	コミュニティ課 学校教育課
8	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	コミュニティ課 社会福祉課
9	加害予防の観点からの広報啓発の推進	コミュニティ課

### 3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

- ・性別に起因する暴力の背景や構造について正しい理解を広め、暴力を許さないという認識を徹底させるためには、市民一人ひとりの人権意識、男女平等意識を高めることが重要です。講演会や研修会を実施したり、身近な事例の活用、または参加・体験型の啓発を推進したりすることで、暴力に対して「ノー」という権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができる力を身につけることを目指します。
- ・被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）や「人権週間」の期間に広報・啓発を進めます。

No.	主な取組	主な担当課
10	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供	コミュニティ課 社会福祉課 市民課 市民健康課
11	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	コミュニティ課 社会教育課
12	地域における学習機会の提供	コミュニティ課 社会福祉課 社会教育課
13	身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の推進	コミュニティ課 社会教育課
14	各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発	コミュニティ課 社会福祉課
15	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	コミュニティ課
16	各種団体等市民の自主的な啓発活動の促進	コミュニティ課
17	個人情報扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する正しい理解の促進	社会福祉課 市民課 学校教育課
18	啓発用リーフレットの活用	コミュニティ課 社会福祉課
19	書籍やDVD等の関連情報の整備・提供	コミュニティ課 中央図書館
20	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報活動	コミュニティ課 社会福祉課
21	「人権週間」の周知	コミュニティ課 市民課

#### 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

- ・デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら、啓発活動や教育関係者・保険・医療関係者等を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの出前講座を利用して、防止に向けた取組を推進します。
- ・特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。また、若年層が相談しやすい相談窓口づくりと、若年層に配慮した広報を推進します。

No.	主な取組	主な担当課
2 2	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	コミュニティ課 市民健康課
2 3	若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層に配慮した相談窓口の広報の推進	コミュニティ課 社会福祉課
2 4	教育・保健・医療関係者、相談機関の職員等を対象とした研修の実施	コミュニティ課 学校教育課

### 重点目標 II

#### 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

##### 1 相談体制の整備と充実

- ・プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりと、気軽に相談できる体制の整備に努め、障害者や高齢者等へ配慮した施設のバリアフリー化を進めます。
- ・使用する言語や障害等に応じた相談対応が可能な機関を把握し確実にその機関への情報提供に努め、さらに、被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）の周知にも努めます。

No.	主な取組	主な担当課
2 5	安心して相談できる環境の整備	コミュニティ課 社会福祉課
2 6	外国人・障害者への対応が可能な相談機関等の情報提供	コミュニティ課 社会福祉課 障害福祉課
2 7	被害者への各種相談窓口の周知	コミュニティ課 社会福祉課 市民健康課

## 2 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

- ・地域社会から孤立しやすい家庭への日常的な声掛けや地域に密着した防犯活動の実施、安全に関する情報提供など、自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。
- ・被害者の保護を図るための情報を広く社会から求める広報に努めるとともに、配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。
- ・医療機関や、保健センターにおける早期発見や被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察への通報、また、相談対応マニュアルを活用しながら、積極的な助言や情報提供による支援を行います。
- ・福祉関係者、学校関係者や保育士等は、潜在化している配偶者等からの暴力の早期発見に努める視点を持ち、守秘義務を厳守し、被害者の意思を尊重しながら、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、適切な支援を受けられるよう配偶者暴力相談支援センターや警察、市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者や子どもの救助にあたります。
- ・外国人や障害者、高齢者がいる家庭が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、日常の業務や活動の中で、暴力の未然防止と早期発見の視点を持って関わります。

No.	主な取組	主な担当課
28	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	コミュニティ課 社会福祉課
29	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進	コミュニティ課 学校教育課 防災安全課
30	「配偶者暴力防止法」に基づく通報制度及び「児童虐待防止法」に基づく通告制度の広報	コミュニティ課 社会福祉課
31	民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応	社会福祉課 市民課
32	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	市民健康課
33	医療機関における診療や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問いかけ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供	市民健康課 社会福祉課
34	保健センター等における母子保健事業（母子保健手帳交付、健診、子育て相談等）を通じた早期発見と被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけ	市民健康課
35	育児・介護サービスの提供者による早期発見	子育て支援課 社会福祉課 高齢・介護福祉課 障害福祉課
36	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	子育て支援課 学校教育課
37	外国人、障害者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり	コミュニティ課 社会福祉課 障害福祉課

### 3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

- ・市職員や、支援関係機関の職務関係者<sup>※1</sup>が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、DV対策庁内連携会議で研修の実施と内容の充実を図るなど、二次的被害<sup>※2</sup>を与えないよう徹底します。
- ・被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、DV対策庁内連携会議、情報を共有する必要がある機関において情報管理のルールを定め遵守し、学校等における転校生や居住地等の守秘義務についても周知・徹底を図ります。
- ・被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関など関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底し、住民基本台帳事務における支援措置制度の周知徹底に努めます。
- ・安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動や、被害者の相談に総合的に対応するために、支援関係機関・団体との日常的な連携強化を図り、迅速な対応ができるよう、情報の共有化を図ります。
- ・福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応するため、児童虐待支援に関わる市職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修の実施や、県が行う講座等の情報を提供するとともに、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行い、迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を整備し、対応マニュアルを作成します。

※1 支援関係機関の職務関係者

教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、女性・家庭生活支援相談員、消費生活相談員、人権擁護委員等

※2 二次的被害

被害者が相談した身近な人の心無い言葉や、相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動により、更に精神的に傷ついてしまうこと。

No.	主な取組	主な担当課
38	市担当職員を対象とした研修の実施	コミュニティ課
39	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	コミュニティ課 社会福祉課 学校教育課 市民課
40	内閣府作成「配偶者からの暴力の被害者対応への手引き～二次的被害を与えないために～」の活用	コミュニティ課
41	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	市民課
42	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	学校教育課
43	関係各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	社会福祉課

No.	主な取組	主な担当課
4 4	住民基本台帳における支援措置制度の適切な運用	市民課
4 5	地域づくりや子どもの育成について活動している NPO 等民間団体との連携・協力	コミュニティ課 社会福祉課 社会教育課
4 6	支援関係機関・団体の連携強化	社会福祉課
4 7	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	社会福祉課 市民健康課
4 8	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	社会福祉課
4 9	庁内連絡体制の整備	社会福祉課

#### 4 苦情等への適切な対応の推進

- ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めます。

No.	主な取組	主な担当課
5 0	申出への対応体制の整備	コミュニティ課

#### 5 支援者の安全確保

- ・被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。
- ・相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底するとともに、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。
- ・配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者や被害者の親戚・友人等の安全確保を図るため、配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。

No.	主な取組	主な担当課
5 1	相談員等の支援者のケア	コミュニティ課 社会福祉課
5 2	支援者の個人情報管理の徹底	コミュニティ課 社会福祉課
5 3	警察との連携・協力	社会福祉課 防災安全課
5 4	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供	コミュニティ課 社会福祉課

## 重点目標 III

### 被害者の保護と自立に向けた支援への取組

#### 1 被害者の保護と安全確保

- ・ 消防（救急）機関においては、患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないか留意し、被害者の安全確保に努めます。
- ・ 被害者の一時保護支援のための経費を予算化し、支援関係機関との連携協力を図り、また、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等は、児童養護施設等において短期間養育・保護を行います。
- ・ 被害者の安全確保を図るために、地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して、身近な避難先の確保や、被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保のために、警察による見回りの要請とともに、自治会組織等において様々な機会を通じた見守り支援の環境づくりを促進します。

No.	主な取組	主な担当課
5 5	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	社会福祉課 警防課
5 6	被害者の一時保護への支援	社会福祉課
5 7	子育て短期支援事業による母子の保護	子育て支援課
5 8	身近な避難先の確保	社会福祉課
5 9	警察による見回り	社会福祉課 防災安全課
6 0	地域における見守り支援	コミュニティ課 社会福祉課

#### 2 通報・通告制度による被害者の保護

- ・ 医療関係者に対して、医療関係者による発見は守秘義務違反に問われることがない等の制度周知を図り、被害者の適切な保護を図るなど、通報を受ける可能性のある全ての関係者に対して、通報者情報の保護を図ります。
- ・ 加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう教育委員会及び学校、幼稚園、保育所への制度の周知とともに、通報体制の確立を促進します。
- ・ 学校や幼稚園、保育所、児童クラブ、医療機関、地域住民等様々な立場の者が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知等を進めます。

No.	主な取組	主な担当課
6 1	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	社会福祉課 市民健康課
6 2	通報者の情報（氏名等）の保護の徹底	社会福祉課
6 3	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	学校教育課 社会福祉課 子育て支援課
6 4	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進と通告制度の周知	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課 市民健康課

### 3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

- ・被害者の安全な生活を確保するため、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用するよう市職員等に周知徹底するとともに、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、制度利用にかかる手続きの支援を行います。
- ・配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。
- ・各種研修会、講習会などを活用し、本市で実施可能な加害者更生方法等の調査、研究に努めます。

No.	主な取組	主な担当課
6 5	各種支援制度の適切な運用	市民課 保険年金課
6 6	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	社会福祉課
6 7	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供	社会福祉課 コミュニティ課
6 8	加害者更生方法等の調査・研究	コミュニティ課 社会福祉課

### 4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

- ・配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもの早期発見・適切な支援を、児童相談所等との連携により行います。
- ・市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があって現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援するとともに、現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう弾力的に実施します。

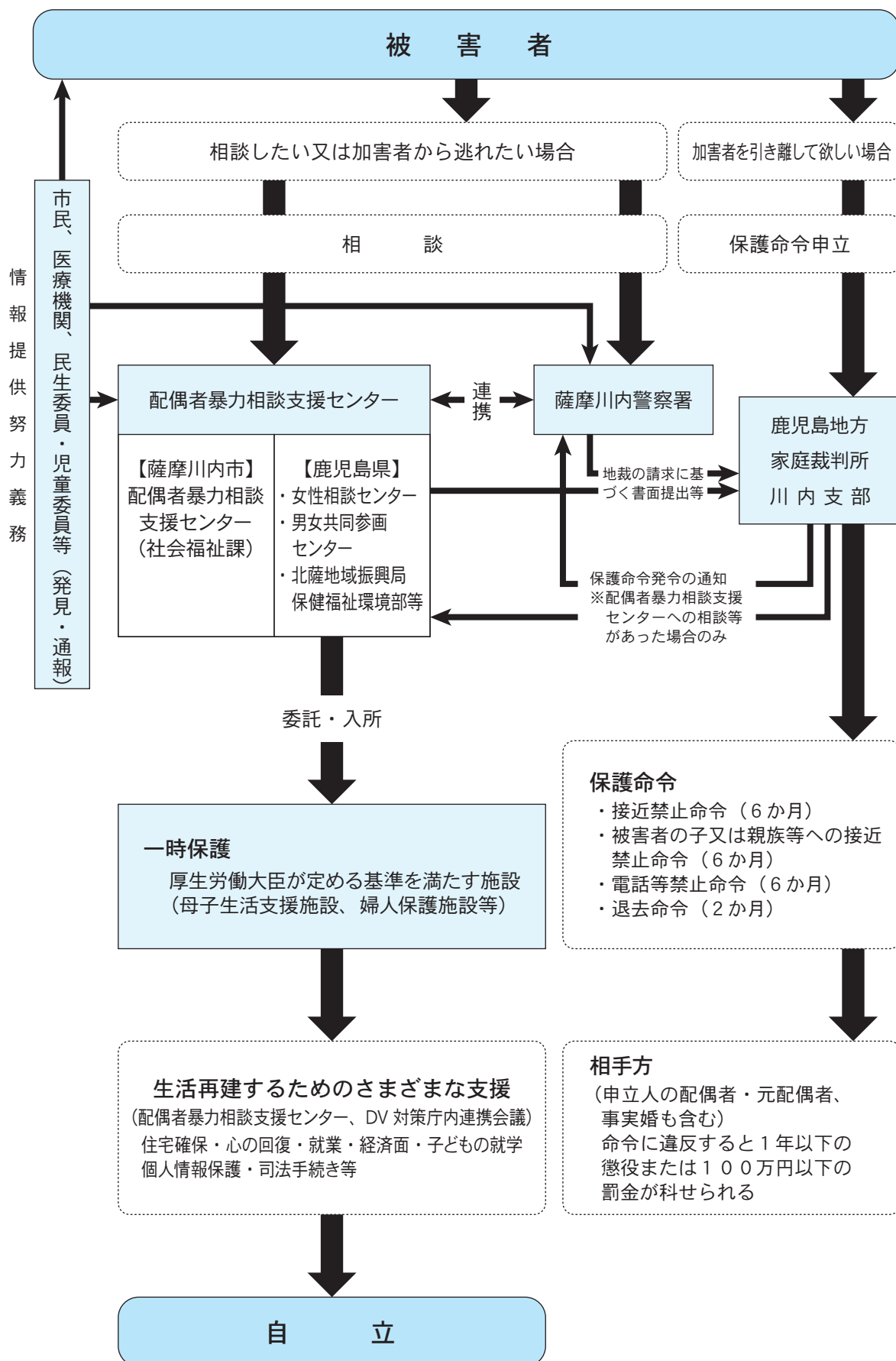
No.	主な取組	主な担当課
69	子どもの専門的ケア体制の充実	社会福祉課 市民健康課
70	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課
71	健康診査・予防接種の弾力的実施	社会福祉課 市民健康課

## 5 被害者の立場に立った生活再建に向けた支援

- ・ 経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護の援護制度等の活用による支援を行うとともに、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。
- ・ 就労に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供し、職業能力や就労意欲の向上を支援します。
- ・ 各種保育サービスや相談事業の情報提供や利用支援を行い、育児の負担軽減や、住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅への入居の推進などを行います。
- ・ 心身の状況や生活能力、障害、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、福祉事務所等と連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。

No.	主な取組	主な担当課
72	生活保護等の支援制度の活用	保護課
73	ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供	社会福祉課 産業人材確保・移住定住戦略室
74	就労のための技能習得等の支援	産業人材確保・移住定住戦略室
75	各種保育サービスの情報提供・利用支援	子育て支援課
76	公営住宅への優先入居	建築住宅課
77	自立困難な被害者への対応	社会福祉課

# 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート（薩摩川内市）



# 女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで。

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。

早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力についての相談	全国の配偶者暴力相談支援センター 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	各都道府県警察の性犯罪被害者110番等の相談 電話や性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
売春強要などについての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の女性相談支援センター
人身取引に係る被害について相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 全国の地方入国管理局、同支局又は出張所 各都道府県の女性相談支援センター
職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談	全国の労働局雇用均等室
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	全国の法務局、地方法務局及びその支局の 人権相談窓口

この他にも、国（総務省の行政相談窓口）、都道府県、市町村の相談機関、相談窓口や民間機関等があります。

## 【参考ホームページ等】

### ■内閣府男女共同参画局：<https://www.gender.go.jp/>

#### ○配偶者暴力被害者支援情報：

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)

#### ○DV相談ナビ：#8008

### ■警察庁：<https://www.npa.go.jp>

#### ○各都道府県警察の相談窓口：

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/adultvideokyosei/madoguchi.pdf>

#### ○各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」：

<https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>

#### ○匿名通報ダイヤル：<https://www.tokumei24.jp>

### ■法務省：<https://www.moj.go.jp/>

#### ○常設相談所（人権相談）：<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

#### ○みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）：0570-003-110

#### ○子どもの人権110番（全国共通・無料）：0120-007-110

#### ○インターネット人権相談受付窓口：<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

#### ○外国人のための人権相談所：<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

#### ○出入国在留管理庁ホームページ：<https://www.moj.go.jp/isa/>

#### ○日本司法支援センター（法テラス）ホームページ：<https://www.houterasu.or.jp/>

#### ○法テラス犯罪被害者支援ダイヤル：0570-079714

### ■厚生労働省：<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

#### ○全国の労働局雇用均等室所在地一覧：<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

## 参考資料

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号  
最終改正：令和7年12月30日

### 目次

#### 前文

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### （都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

### （女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

### （協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

### （秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

#### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電

気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為を行うこと。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

#### (退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第

十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。) から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

#### (管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イから二まで又は前項第三号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二まで又は同条第二項第三号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又

は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

#### (公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

#### (電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

**(保護命令の取消し)**

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

**(退去等命令の再度の申立て)**

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

**(事件の記録の閲覧等)**

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

**(民事訴訟法の準用)**

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた

第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

**(最高裁判所規則)**

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第五章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

**(教育及び啓発)**

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

**(調査研究の推進等)**

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

**(民間の団体に対する援助)**

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

**(都道府県及び市町村の支弁)**

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

**(国の負担及び補助)**

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項

- 第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。） 、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## ■薩摩川内市男女共同参画審議会 委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
1	川内人権擁護委員協議会	堂込 和男	
2	薩摩川内市校長会	吉永 秀和	
3	薩摩川内市PTA連合会	岩下 純一	
4	川内商工会議所	植村 浩隆	
5	川内青年会議所	池上亮太郎	R8.2.28 まで
6		瀬戸口哲郎	R8.3.1 以降
7	薩摩川内市商工会	田島 直美	
8	事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会	上江川知美	
9	薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会	内村 純一	
10	薩摩川内市農業委員会	梶原 拓二	
11	薩摩川内市社会福祉協議会	高山 孝子	
12	薩摩川内市女性団体連絡協議会	森永 靖子	R7.9.30 まで
13		谷津 郁子	R7.10.1 以降
14	鹿児島県看護協会北薩地区	長井砂都美	
15	鹿児島純心大学	◎柳園 順子	
16	就任 依頼	鹿児島県男女共同参画地域推進員	江口 玉美
17		鹿児島県男女共同参画地域推進員	錢原 睦美
18		薩摩川内市シルバー人材センター	○平原 一洋

◎会長 ○副会長

委嘱期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日

## ■策定経過

### 計画策定の経過について

日程	会議名	内容
令和6年 7月	政策会議	策定方針決定
7月	審議会	アンケート内容決定
令和6年 8月 ～11月	市民アンケート実施	郵送及びインターネット回答
令和6年12月 ～令和7年 3月	庁内検討委員会	現計画の振り返り 市民アンケートの結果報告
令和7年 3月	審議会	現計画の振り返り 市民アンケートの結果報告 計画策定の方向性決定
令和7年 4月 ～7月	庁内検討委員会	庁内各課との計画素案作成
8月	政策会議	計画素案の審議及び決定
9月	市議会総務文教委員会	計画素案の説明
	審議会	諮問
10月 1日 ～10月31日	パブリックコメント	市民等からの意見聴取
10月～11月	審議会	審議
12月	審議会	答申
令和8年 1月 ～2月	庁内検討委員会	パブリックコメント及び審議会 委員からの意見を反映した計画 案の検討
2月	政策会議	計画（案）の決定
	市長決裁	計画決定
	市議会総務文教委員会	計画決定の報告
3月		公表



ディーイーアイ

# 薩摩川内市DEI宣言

(Diversity:ダイバーシティ) (Equity:エクイティ)  
～多様性を尊重し、公平性が確保され、  
(Inclusion:インクルージョン)  
誰もが安心して参加できる包摂性のある  
社会づくりに向けて～

年齢、性別、障害の有無、人種、国籍、文化的な背景等の違いに関わらず、すべての市民が公平に、その個性と能力を発揮する機会を得るとともに、お互いを尊重し合うことで、笑顔につながり、安心して自分らしく暮らすことのできる「心ゆたかな暮らし (Well-Being)」の実現を目指し、あらゆる施策にダイバーシティ社会形成の視点を盛り込み、誰もが薩摩川内市に住み続けたいくなるような、多様性 (Diversity : ダイバーシティ) ・公平性 (Equity : エクイティ) ・包摂性 (Inclusion : インクルージョン) のある社会づくりの推進を、宣言します。

- D** あらゆる人々が差別を受けることなく、人権の尊重による多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮できる社会づくりを目指します。
- E** 市民や事業者等と連携しながら、社会的障壁を取り除き、誰もが参加し、その人らしく活躍できる環境づくりを進めます。
- I** 家族や地域のつながりを深め、多様な人々の交流を生み、すべての市民が互いに支え合いながら、笑顔で、健やかに安全に安心して暮らせる多様性を活かした地域づくりを目指します。

令和7年8月26日  
薩摩川内市長 田中 良二



男女共同参画

---

第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画  
第3次配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

令和8年3月策定

薩摩川内市 未来政策部 コミュニティ課  
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号  
TEL (0996) 23-5111 FAX (0996) 20-5570  
<https://www.city.satsumasendai.lg.jp>

---